

舊事本紀攷

—日本書紀の草稿と思はれる同書卷七、八、九について—

G・W・ロビンソン

序　　説

本論文の意圖するところは、舊事本紀の少くとも一部、即ち卷七天皇本紀、卷八神皇本紀、卷九帝皇本紀（以下便宜上この三卷を列皇紀と稱する）が日本書紀のそれに對應する部分の草稿であつたことは從來看過され來つたが、この事實を暗示する徵證を幾つか擧げてこの問題に注意を促すにある。今更事新しく言ふまでもなく、舊事本紀の列皇紀は日本書紀と一見甚しく近似してをり、このために通説では舊事本紀は書紀の抄略とされてゐるのであるが、仔細に検討すれば兩者間には局部的な差異が多數見られる。これ等の差異は多くの場合舊事本紀側の犯してゐる矛盾誤謬に基くものであつて、もし舊事本紀の成立事情が通説の如くんば、これ等の差異の性質から見て、同書の編者は逐語的に書紀を抄しつゝ、意識的にさうした改惡を挿入することを敢へてしたと考へなければならない。この事實は、舊事本紀が書紀に據つたものではなく、反つて書紀こそ舊事本紀に據つてゐることを暗示する主要な徵證である。現に、書紀に據つたことの確實な日本紀略、天書等にはさうした差異は全く認められない。

舊事本紀の大部分は日本書紀、古事記、古語拾遺等から殆ど逐語的に抄出して成つたものであるとは、この二世紀半の間多くの碩學によつて繰り返し斷定されたところであり、その故に一般にこれは疑を挿む餘地のない事實であるかの如く考へ

られてゐるが、實はそれどころかこの説の根據を明かにしたものには未だ全く見られないものである。

列皇紀と書紀の如く近似した二つの本文の間の時代差を決定するには、兩者の細部に涉る比較と、あらゆる差異の検討以外に確實な方法はない。從來さうした比較検討が全く行はれなかつたのではないが、それもまだ本文の校訂を目的とするもののみであつた。また舊事本紀の成立を問題とした學者も皆、同書の序に聖德太子及び蘇我馬子の撰と言つてゐるのは明かに假託であり、且つ書紀編纂以後の事實に言及した部分のあることを理由として、同書の文が書紀等に近似してゐるのは、それ等の書から抄出して些少の改變を混へたことに由ると論ずるのみで満足してゐる。舊事本紀に言及した論文の殆んどすべてには、この意味のことが申し訣的に述べられてゐる。舊事本紀が意識的な偽作であることを否定する學者といへども、同書の大部分が書紀等よりの抄出であることを否定することは稀である。⁽¹⁾ 今日舊事本紀が注目を受けるのは、主としてその獨得の價値のある一部、即ち卷五天孫本紀及び卷十國造本紀についてであるが、または同書中の最も年代の新しい事實に對する言及と他書中の同書の引用の最も年代の古いものとに依る成立年代の決定についてのみである。⁽²⁾ 舊事本紀の各卷はそれぞれその性質を異にしてゐるが、これ等の研究はこの事實について考慮を拂つてゐない。國造本紀に含まれてゐる時代錯誤は、舊事本紀が現在の形をとつたのが如何に新しいことであるかを自白してゐるも同然であるが、他の卷をさし措いて國造本紀のみに依つて舊事本紀の成立年代を十分に決定することの不可能も既に認められてゐるところである。⁽³⁾ 舊事本紀は、研究の目的からすれば、次の四つの部分に大別される。

(A) 卷一、二、三、四、六。

この部分は神代の敍述であるが、殆んど徹頭徹尾、日本書紀卷一、二、古事記卷一、及び古語拾遺の神代に關する文の大部を亂雜且つ拙劣に綴緝したものから成つてゐる。これ等の雜多な資料を綜合して統一ある敍述を作り上げようとする試

みも行はれてはあるが大して成功してゐない。この部分では、一つの文中で、ある一つの資料から取られたのは一度に二十字内外、時には二三字だけであることが多い。その結果古事記や書紀の語法が混り合ひ、また書紀では一書曰として區別されてゐる多數の異傳が絡み合つて一つとなり、渾沌たる様相を呈してゐる。舊事本紀のこの部分が書紀、古事記、古語拾遺等に據つたものであると推測するのは、その逆を想定するよりも自然であるから、この推測には十分根據があるやうに思はれよう。しかし一方に於いて、この部分は直接書紀等に據つたものではなく書紀の編纂の資料となつたものに據つてゐるのであり、その成果があまり芳しくなかつたために後に廢棄されたものと考へることも不可能ではない。或はこれは日本書紀以後古事記以前に編纂され、その結果出來上つたものが古事記の場合にのみ資料として用ひられたのかも知れない。かう推測すれば、少くとも、古事記の抄出の部分は書紀に近似する部分よりも長いといふ顯著な傾向が存在する事實は都合よく説明出来る。比較的小部分ではあるが古語拾遺に近い部分があるのは、恐らく古語拾遺の原據資料に基いたのであらう。いづれにせよ、舊事本紀のこの部分の性質は他と甚だ異つてゐるので、その成立年代や原據資料についての結論を直ちに他の部分にも適用するのは危険である。

(B) 卷五。

即ち天孫本紀であるが、大部分は尾張、物部兩氏の祖神及び系譜の敍述に當てられ、その中には他書に見られないやうな記事も多いので、これを對象とした眞摯な研究がいくつか存する。この部分には推古朝以後の事實への言及が僅かながら含まれ、最も時代の降つたものは天武朝に及んでゐる。舊事本紀一部十卷を物部氏に屬する者の撰に歸する一般の見解は、主としてこの卷の性質に基くものである。

(C) 卷七、八、九。

この三卷は本論文の問題とするところの列皇紀であるが、その内容は、神武朝より推古朝の聖德太子の薨去に至る各天皇、及び神功皇后の三十四代の治世を敍述したものである。前述の(A)とは異り、この部分の用語と構成が大體に於いて近いのは日本書紀のみであるが、兩者間の顯著な差異はその量の多寡であつて、舊事本紀は書紀に比して遙かに簡略である。この三卷の中では天皇に對し漢風諱を用ひた例のあること、及び「和歌」の語がただ一箇所だけ現れることを除けば、その成立年代が書紀よりも、更に言へば推古朝よりも新しいことを暗示するやうな時代錯誤は全く認められない。

(D) 卷十。

即ち國造本紀であつて、各種のクニノミヤツコ等を列舉し、その各自について最初に任せられた者の名を記したものである。この卷は卷五と同様に獨得の價値があり、これについても真摯な研究の行はれたものがある。しかしこの卷には甚しい時代錯誤が含まれ、その最も新しいものは八二三年に及んでゐるので、或る學者はその大綱は古く成立し、それに後世の竄入が加はつたものと見做さうとしてゐる。

舊事本紀の各部分は前述の如くその性質を異にしてゐるのであるから、同書の全體的性質について如何なる結論を出さうとしても、その各部分について綿密な研究を前もつて行ふことが必要となる。かうした研究を行はずに、單に同じ書の中に含まれてゐるといふだけの理由で、この四つの部分の成立年代が同じであるとして取り扱ふわけには行かない。

この問題に關し從來發表された幾多の學說に對して、今ここに提出する説はあまりに強辯に聞こえるかも知れない。しかしこれは決して有り得ないことは言へない。天武天皇が國史の編纂を命じてから七二〇年に日本書紀が完成するまでの約四十年間には、國史の草稿や不完全な抄本が數多く作られたであらうし、その中には一度完成されながら後に廢棄された史書もあつたであらう。これ等の中には斷片的に後世に傳存したものもあつたと考へるのは大して亂暴な推測ではあるまい。

更に考へれば、それから一世紀ほど経過した頃、物部氏に屬する或る者が、自己の藏書中からさうした断片の一つを見出し、それを傳承のまゝに聖徳太子と蘇我馬子の撰と信じて、他の古い断片に據つて自己の氏族に關する記事を附加し、それ等を一書に纏めて世に行はしめたものとすることも不可能ではあるまい。そしてその増修の際に無意識に犯した時代錯誤が災紀の成立事情についてこのやうに説くことは勿論全く推測の域を出ず、これを證する方法もないのであるから、他の説も同様にして成立し得る。しかし、通説は舊事本紀は書紀等からの抄出であるといふ臆説に基いてゐるがこれは未だ立證されをらず、従つてこの通説は私見と同様に證明不可能であるばかりか、通説には眞實らしからざる點、更に言へば不合理な點が至る所に存する。通説では、物部氏が舊事本紀を撰したのは八二三年以後、同書の名が始めて他書に現れる九三六年以前の或る時期とされ、その目的は古語拾遺、高橋氏文等と同じく自己の氏族の顯彰にあつたとされてゐる。しかし舊事本紀に於てはそれ等の書と異り、氏の顯彰を目的として構成されてゐるのは全十巻の中ただ一巻、即ち天孫本紀のみに限られてゐる。列皇紀の中にも物部氏關係の記事はかなり多く、書紀にはそれに對應する文が見られないのは事實であるが、本論文の他の箇所に於て示す如く、決してこれを以つて列皇紀の本質的な存在理由を成すものであるとすることは出來ない。もしさう考へるとすれば、平安朝初期の或る時代に、物部氏の一員が日本の最も著名且つ大部な日本書紀の抄略本を作り、これを聖徳太子の撰に託して通行させることができると考へたことを認めなければならない。この際偽作者は書紀の文を處處局部的に改竄し、以つて偽作の疑を避けようと努めたものと論ぜられてゐるが、もしこれが事實とすれば偽作者の試みは失敗に歸したこととならう。と言ふのは、兩者の間の細かい差異は今日までずつと注意されなかつたらしく、列皇紀は書紀の抄出と考へられて來たからである。更に、これ等の差異の或るものは古風な表現を意圖して平安朝の文法に據つて後世に挿入され

たものであると論ずるものもあるが、これはあまりに想像に走りすぎて眞摯な考慮に値しない。そればかりでなく、自己の作品を本物らしくするためにそのやうな細工を施し得るほどの能力のある偽作者が、現在舊事本紀に含まれてゐるやうな分り切つた時代錯誤の危險性に全く注意を拂はなかつたと信ずるのは甚だ困難である。

すべての研究者が舊事本紀を偽作と見做してゐるわけではない。或る學者は、序は本文の撰者とは無關係であり、また時代錯誤の全部または一部は後世の竄入に係るとして、同書を周る混亂を解決しようと試みた。しかしもしこれ等の可能性の一つを許容するとすれば、舊事本紀を書紀等の抄略本と推測する根據は消滅してしまひ、いづれの推測により根據があるかは、依然本文を綿密に比較して決定しなければならない。

繰り返しの煩があるが、便宜上本論文に於ける論證の要點を以下に要約することとする。

(1) 紀年。

紀年法に於ける矛盾は、書紀よりも舊事本紀に多い。舊事本紀のそれは、書紀の紀年法に時として背馳する際に起つてゐる。それ等の例の明かに示すところに依れば、これ等の矛盾は書紀の抄出の際の粗漏に由つて起るべき性質のものではない。これ等は舊事本紀の紀年法が書紀よりも稚拙であるとの結果であつて、その首尾一貫しないことから見れば、書紀の紀年法を改正しようと試みたものとは考へられない。しかもし書紀の方が舊事本紀よりも新しいとすれば、これ等の誤謬は後に書紀の編者によつて訂正されたものとして容易に解釋がつく。

(2) 定型。

天皇の稱呼や尊號、皇太子の冊立等、歴朝定つて繰り返される若干の事項の記述については、舊事本紀は書紀ほど規則立つてはゐない。この種の記事の中に於ては兩者の差異は一度に一二字に止り、他は大體に於て同じである。この事情からし

て、これ等の差異を古事記等の影響に歸して解釋すれば、一方に於いて舊事本紀の編纂は古事記等の資料に基いて行はれ、その際書紀は未だ成立してゐなかつたと假定する必要がある。他のこの種の差異は、舊事本紀の文法的な誤謬である。これ等の誤謬を平安朝初期の日本風に退化した漢文の特徴と見做す人もある。しかし平安朝初期の漢文は退化どころか寧ろ秀れてをり、さうした誤謬は認められず、更に後世に書紀を要約して作られた諸書にもさうした誤謬は現れて來てゐないから、恐らくこれは舊事本紀の成立年代が早かつたために、その撰者が未だ漢文の使用に十分熟しなかつた結果であり、書紀の編纂に當つてそれ等は訂正されたものと推測したい。

(3) 用語。

本節に於いては舊事本紀、書紀兩者の間に多存する用語上の差異の中幾つかについて述べる。結論を言へば、これ等の差異は書紀の編纂に際しての訂正の結果であつて、他の如何なる假説も十分な説明とはなり得ない。度々繰り返すが、他の書紀を要約した諸書にはさうした差異は認められない。

(4) 排列。

本節に於いては舊事本紀、書紀兩者の近似した文中に於いてその資料の排列が僅かながら異つてゐる例を幾つか挙げる。その際舊事本紀の排列の方が拙劣であるが書紀から抄出したものとは思はれない場合も、書紀が他の資料に據つて挿入して舊事本紀の原形を歪めたものと思はれる場合もある。

(5) 増補。

舊事本紀になく書紀にある記事は、舊事本紀が書紀から抄出する際に省略したものと考へることも、書紀が舊事本紀の文に増補を行つたものと考へることも可能であらう。しかし書紀の或る部分の現在の形から見れば、實際は書紀が増補したの

であることが暗示される。本節の論考を十分に要約することは困難である。

(6) 原註。

舊事本紀に敍述された事實で書紀の原註に見えてゐるものがあるが、その敍述法は舊事本紀が書紀の抄出ではないことを示してゐる。本節も十分に要約し得ない。

(7) 内容。

本節では舊事本紀卷七、八、九と、それに對應する書紀の各卷の内容とを比較する。近時の研究により、書紀の敍述の中の相當な部分が朝鮮資料、多數の漢籍に基いてゐることが明かになつたが、舊事本紀ではさうした資料や他の或る種の資料に據つた部分は首尾一貫して殆んど全く缺けてゐる。これは書紀を抄しつゝ意識してそれ等を省略したものとは到底思はない。もし假にさう考へれば、ずっと後世の人であるべき舊事本紀の撰者が書紀のさうした原據資料を完全に熟知してゐたことになつてしまふ。寧ろ舊事本紀は一貫した著作であるべく、書紀の編者はそれに他の資料に據つて増入したものやうに思はれる。

(8) 列皇紀の三區分。

列皇紀は歴代の天皇を天皇、神皇、帝皇と三つに區分してゐるが、從來この事實について說いたものを見ない。これは恐らく皇統の中絶を反映するもので、書紀の編者はこれを抹殺するのを得策と考へたのであらうと推考する。

(9) 物部氏。

物部氏の系譜は卷五天孫本紀の大部分を占めており、その故に舊事本紀全體は物部氏の一員の手を経て成立したものであるといふ見方が一般に行はれてゐるが、本節ではこの問題につき列皇紀と關連せしめつゝ論ずる。列皇紀には物部氏關係の

事項が幾つか含まれてはゐるけれども、その量はあまりにも少く、またそれ等の事項の天孫本紀よりの選び方は多分に偶然的であると思はれる程であるから、これ等の事項は、それが物部氏の挿入の結果ではなく物部氏によつて撰せられたのであることを積極的に示唆するものではない。

(10) 古事記。

列皇紀が直接古事記に據つてゐる如く見えるのは、六代相繼いだ天皇の寶算、崩年、陵墓についての記事だけである。これは一一擧げておいた。これ等舊事本紀、古事記間の關係を直接示すものの少い事實は、前述したやうな舊事本紀の書紀よりもの背馳を古事記の影響に歸する説を弱めるものである。

(11) 異論。

舊事本紀中に天皇の漢風諡が見られる事實と、本論文に於いて提出した見對に對して豫想される二つの異論とについて論ずる。

この研究は舊事本紀の一部分だけについてのものであり、また多端な問題の幾つかに簡単に觸れたものであるから視野が廣いとは申せないが、一應の見解が提出出來てゐれば幸である。もしさうだとしても、ここに擧げた徵證の一部または全部は、いろいろ確からしい各種の反對説に對して十分でないかも知れない。しかし徵證はその各々についてのみでなく、全體としても考量されなければならない。ここに提出する解釋の正否に拘らず、やはりこれ等の徵證に考慮を拂ふのでなければ、舊事本紀の如何なる研究も無意味に終るであらう。もしこの解釋が學界に受け入れられれば、將來日本書紀の構成要素と編纂方針に關して研究が行はれる際には、舊事本紀は貴重な手掛りとなることであらう。もしこの解釋が受け入れ難いことが明かとなつたとしても、この從來閑却され來つた重要な書の綜合的研究に何かの刺戟となることが出來たならば望外の喜び

ある。

本論文で舊事本紀、日本書紀の本文の引用には次の版に従つた。

舊事本紀 新訂増補國史大系第七卷（東京、一九三六年）

日本書紀 同第一部第一、二卷（東京、一九五一—二年）

一、紀年

日本書紀が編纂に當つて採用した法則の一つに、中國の史書と同じく、天皇の元年を先帝の崩御の翌年に置く事がある（空位のある場合は勿論例外であるが）。天皇の即位は時として先帝の崩年中に記されるが、この法則は即位の日附にかかはりなく守られてゐる。しかし舊事本紀に於いてはこの法則はさほど厳格ではない。その結果生ずる書紀との差異は甚だ示唆的である。

(a) 開化天皇

日本書紀（上一五〇）には

冬十一月辛未朔壬午、太子即天皇位。元年春正月庚午朔癸酉、尊皇后曰皇太后。……

とあり、即位は孝元天皇五十七年癸未に係けられ、翌年甲申が元年とされてゐるが、舊事本紀（一〇〇）では

元年癸未春二月、皇太子尊即天皇位。二年春正月、尊皇后曰皇太后、……

となつてゐる。ところで舊事本紀は孝元天皇の元年を書紀と同じく丁亥に係け、その崩御を五十七年秋九月に係けてゐる。であるから孝元天皇の崩御はやはり癸未の年の九月となるが、一方に於て開化天皇の即位を同じ癸未の年の二月に係けてゐる

るのは、舊事本紀の矛盾と言はなければならぬ。かやうに書紀と舊事本紀との間には一年の差があり、前者の六年は後者では七年となつてゐるが、更にこの差が明かに表れるのは孝元天皇の葬年についてである。即ち書紀では開化紀五年の條下にこれを記し、舊事本紀では開化紀ではなく孝元紀の末に於て「後帝六年葬……」と記してゐる。ところが開化天皇の崩年に至つて、舊事本紀はこれをその六十年に係け、次の崇神天皇元年を甲申としてゐるが、これは書紀と一致する。舊事本紀のこの部分には全く日附の記載がないので、これに關しては矛盾は見られない。

(b) 宣化天皇

この例は前の例と同様ではないことは明かであるが、次の欽明天皇の例の考察の便宜上ここに記す。書紀（下四四）及び舊事本紀（一三〇）の宣化即位前紀には共に

二年十二月、勾大兄廣國押武金日天皇○安崩無嗣。群臣奏上劍鏡於武小廣國押盾尊化宣

とあり、舊事本紀はこれに續けて

元年丁巳、使即天皇之位爲元年。天皇爲人……

と記すが、書紀ではただ

使即天皇之位。天皇爲人……

と言ふのみである。安閑天皇の崩御は兩者とも乙卯に係けてゐるから、舊事本紀が宣化元年を丁巳とするのは、一年の空位の存在を言外に示したこととなる。書紀では元年を丙辰とするがこの方が自然であり、これに續いて「正月、遷都……」とあるが、この記事は舊事本紀では二年正月の條下に記されてゐる。更に舊事本紀の同年の條には「三月壬寅朔」といふ日附が見えるがこれは書紀の通り丙辰の年に係けるべきものである。ところがこの天皇の崩葬に至つて兩者の記述は一致する。

即ち舊事本紀はこれを三年に、書紀は四年に係け、共に己未に當る。但し延本舊事本紀は三年を四年に作り、國史大系の編者はこれを認めようとしてゐる。延本は度會延佳の校本であるが、もし察する如くこの本が舊事本紀の本文の傳來に惡影響を及ぼしたものとすれば、上述した宣化二年三月壬寅朔の如き變則は、恐らく舊事本紀を書紀に近づけようと試みた痕跡であらう。

(c) 欽明天皇

この例は上述の(a)の例に似てゐる。舊事本紀書紀兩者とも欽明天皇の即位を宣化天皇の崩年己未の冬十二月庚辰朔甲申に係けてゐるが、舊事本紀ではこの直前に「元年歲次己未」とある。以後一貫して、書紀に元年（庚申）、二年とあるところを、舊事本紀は各々二年、三年としてゐる。この後十四年までは書紀の方だけに記事があるが、舊事本紀の十五年の條下に記されてゐる立太子の記事は、そのままの日附で書紀の十五年の條下に見えるが、この日附は書紀のやうに甲戌の年に係けなければならない。即ちここでは舊事本紀の紀年は書紀と一致し、先の三年間の紀年と矛盾する。理解の便のために宣化、欽明兩朝に於ける兩者の紀年の差異を次に表として示す。

		書 紀		舊事本紀	
		乙 卯	安 閑	二年崩	安 閑
	丙 辰		宣 化	元年	
	丁 巳			二年	
	戊 午			三年	
己 未				四年崩	
					宣 化
					元年
					二年（〇日附の一つは丙辰に相當）
					三年崩
					元年
					欽 明

庚 申

欽 明

元 年

二 年

辛 西

(中略)

二 年

三 年

甲 戌

十五年

十五年

(d)

雄略天皇及び武烈天皇

この二例に於いては、その元年は前皇の崩年に置かれてゐる。しかし前述の(a)開化天皇及び(c)欽明天皇の例とは異り、元年には干支がなく、書紀で元年に附せられてゐる干支が一年の條に記されてゐる。しかしそれ以後の紀年は兩朝とも書紀と同じく、やはり矛盾と言ふべきである。

(e)

安康天皇

ここでも舊事本紀は元年を前皇の崩年に置いてゐるけれども、この部分ではどの年にも干支は示されてゐない。書紀で元年の一條に記されてゐる記事は舊事本紀にはないが、二年の條の記事は書紀と同じであつて、これも矛盾である。

以上に列挙した諸例については種々の見方が可能かも知れないが、そのやうな書紀その他の國史の慣例との差異は、書紀に基いて編纂された書に起るべきものではないと見るのが最も核心を衝いてゐるであらう。更に細部の差異、混亂、不規則を見れば、舊事本紀の撰者が不十分ながら獨自に紀年を定めたことが暗示される。書紀が既に成立してをりながらさやうな混亂に陥つたと考へるのは甚だ不自然である。しかしながら、上に示したやうな矛盾の一部は同書の傳來の途中に於て誤謬ならぬ改竄を蒙つたことに由來すると考へてもよいかも知れない。

兩者の紀年に關する雜多な差異を次に述べよう。

(f) 綏靖天皇より閑化天皇に至る

この八代については古事記にも書紀にも殆ど記事がないが、舊事本紀が書紀の如き細かい日附を示さうとしてゐないことは注目に値する。書紀も他ではもつと細かく日附を示すやうな事項の日の干支を擧げない箇所があり、一箇所では月次さへ省いてあるけれども、舊事本紀では更にこの傾向が顯著である。同書ではこの八代を通じて僅かに五件の事項に日の干支が明記されてゐるに過ぎない。この五件とは、即位三件、崩御一件、立太子一件である。月次のみ示されてゐる事項の中二十一件は書紀に完全な日附があり、八件は書紀に記載がない。年次のみの五件は書紀に完全な日附があり、一件は書紀に月次がある。

(g) 景行天皇及び仲哀天皇

同様な傾向は舊事本紀の景行、仲哀兩朝の記述にも表れてゐる。ここでは書紀に完全な日附の示されてゐる事項の中九件は月次のみ、五件は年次のみであり、舊事本紀に完全な日附のあるものは六件に過ぎない。この兩朝に於いては、書紀の繁冗に説く事項の記述が舊事本紀では甚だ簡略であり、また書紀の別別の日附にかける事項が舊事本紀では一つの日附の下に纏められてゐる場合が多いが、これは恐らく前述の傾向と関連があるのであらう。(五、増補の(e)、(f)を参照せよ)

或ひはこれは舊事本紀の編者が書紀を簡約にしようと試みた例であると論ぜられるかも知れない。しかしそれならば何故この簡約化は同書を貫く方針とならず散發的に行はれてゐるのであらうか。舊事本紀の編纂について如何なる假説を立てても、さやうな現象の説明が容易でないことは明かであるが、ここではただ同書と書紀の顯著な差異の一つとして擧げるに止める。

(h) 季名

舊事本紀では季名の省略された例が少くとも四つ存する。即ち安寧三十八年、孝安二年の冬、同三年、仲袁一年の秋であるが、これは(f)、(g)に述べた傾向と關連するものであらう。

(i) 小異

他の日附の小異は次の通りである。

書紀崇神紀には

六十一年秋七月丙申朔己酉、詔群臣曰……

とあるが、舊事本紀には

六十年春二月、詔群臣曰……

となつてゐる。但し日本書紀の北野イ本は舊事本紀に同じい。この本は書紀の他の異本とは異り、舊事本紀と一致する點が甚だ多い。これは研究を要する。

書紀應神紀四十年正月の條には日の干支「甲子」があるが、舊事本紀には「即」とあるのみである。

書紀では雄略元年及び顯宗元年に「是月」とあるが舊事本紀にはない。書紀の顯宗即位前紀には「是月」とあるが、舊事本紀には「干時」とある。

前述の(f)より(i)に至る諸例は、舊事本紀は書紀に基くとする見方と全く相容れないものではないけれども、その逆の見方の方が遙かに妥當ではなからうか。

兩者の紀年に關する他の差異を擧げよう。

(j) 反正天皇の即位

反正天皇の即位の日附は書紀には

元年春正月丁丑朔戊寅

とあるが、舊事本紀には

元年歲次丙子夏四月丁丑朔戊寅

とある。先づ「丙子」は「丙午」の偽であり、他にもさうした例は多い。舊事本紀の「夏四月」は、この月の朔は丁丑ではないから誤りである。この誤りの理由は判然としないが、恐らく履中天皇の崩御が兩者とも前年の三月となつてゐる事實と關連があるのであらう。もしさうとすれば、これは前述の(a)、(c)、(d)、(e)と似た例であつたものの痕跡とすることが出来る。

(k) 神功皇后攝政元年

書紀（上二五四—9）には

冬十月癸亥朔甲子、群臣尊皇后曰皇太后。是年也太歲辛巳、則爲攝政元年。

とあり、舊事本紀（一一〇—8）には

元年冬十月丁巳朔甲子、群臣尊皇后曰皇太后。太歲辛巳、改爲攝政元年。物部多遲麻連公爲大連。

とある。丁巳は二年十月朔の干支であり、甲子はその八日に當る。兩者とも二年の條の最初の事項は十一月であるから、舊事本紀の「丁巳朔」はこの事實と關連があるとも考へられる。多數の物部氏關係の記事の性質から見れば、「太歲辛巳」以下を後世の竄入とすることが出来るかも知れない（九、物部氏を參照せよ）。「太歲」の語は舊事本紀では他に神武、綏靖兩朝に各一回現れるのみである。少くとも國史大系のやうに「丁巳」を「癸亥」と改めることには從ひ難い。但し前田本は兩者を折衷して「癸巳」を作つてゐる。

(1) 仁德天皇の崩御その他

書紀（上三一六一四）仁德紀には

八十七年春正月戊子朔癸卯、天皇崩。冬十月癸未朔己丑、葬于百舌鳥野陵。

とあり、舊事本紀（一一五一八）には

八十三年歲次丁卯秋八月十五日、天皇崩。冬十月癸未朔己丑、葬於百舌鳥野陵。

とある。延本は例の如く舊事本紀を書紀と後の履中即位前紀に合はせて改め、「十五日」を「十六日」に作つてゐるが、國史大系の編者はこれ等の改訂を認めようとしてゐる。しかし本文の原形は上に示した通りのものであつたらしく思はれるし、特に即位以外の年の干支を記すのは、神武朝を除き、舊事本紀中には他にただ一つの類例を見るのみである（m）を参照せよ）。「八十三年」は單なる傳來中の誤寫とも考へられるが、「丁卯」の干支と「十五日」の日次が古事記の所謂原註に現れてゐるところからすれば、これは古事記の天皇の寶算八十三歳と混同したものとすることも可能である。

遷陵の日附が年の干支の丁卯と合はないのは言ふまでもなく、これはこれとは全く別の、書紀が使用してゐるやうな紀年法の結果と見做しても大體確實であらう。もつとも他の説明も可能かも知れない。

舊事本紀には

八十二年春二月乙巳朔、詔侍臣物部大別連公曰……

といふ記事があるが、書紀には見えない。この記事は、前掲の記事の日附と關連して注意すべきものである。丁卯の年は紀元四二七年に當り、その二月朔の干支は乙巳である。書紀紀年法に従へば、仁德八十四年二月朔も乙巳である。いづれにしても「八十二年」は誤りであるが、これはこの二つの年次のうち恐らく後者を指すものではないかと思はれる。

(m) 雄略天皇の崩御

前の例と同じく、書紀と古事記の紀年法の混同が見られる。舊事本紀は崩御を

廿二年己巳秋八月庚午朔丙子

に係けてゐるが、年の干支は古事記と同じく、日の干支は書紀と同じい。書紀ではこの年は己未であり、延本と國史大系本は例の如く己巳を己未に改めてゐる。舊事本紀がこの條下に記してゐる寶算と陵地が古事記と同じく、更に陵地の名の表記法も古事記の通りである事實は注意すべきことである。

(n) 腹中天皇の崩御

古事記の所謂原註にある日附が、舊事本紀の註中に現れる。しかし寶算は本文と同じく七十一歳となつてをり、古事記の六十四歳と異つてゐる。

(o) 神武天皇

舊事本紀の神武紀には

己未年春二月辛卯朔庚辰

とあるが、書紀では

己未年春二月壬辰朔辛亥

となつてゐる。庚辰は辛卯の四十九日後であるから、これは恐らく「庚戌」の誤りであらう。もしさうすれば舊事本紀の「辛卯朔庚戌」も、書紀の「壬辰朔辛亥」も共に二十日を指すこととなる。但し兩者の干支の間に一日の差がある。

舊事本紀では「于時」とのみの條は、書紀では「卅有一年夏四月乙酉朔」と詳細な日附がある。これとは逆に、書紀の帝

宅經始の條にはただ「是月」とあるが、舊事本紀には「庚辰」の日附が見える。これは書紀よりも舊事本紀の日附が詳しい唯一の例である。その反対の例が多いことは既に述べた。

他にも幾つか少異があるが、あまり些細なので省略する。

書紀の紀年法と雖も完全に一貫してゐるわけではないが、舊事本紀の紀年法は更にそれ以上に統一を缺いてゐることは上述の諸例が示す如くである。もし舊事本紀を後世の著作と主張しようとすれば、紀年法の遙かに秩序立つた書紀が既に存するにも拘らず、舊事本紀の紀年法が甚しく混亂してゐる原因を説明する必要がある。書紀が既に成立してゐながら、舊事本紀の編者が新たに獨自の紀年を定める必要があり、またその成果がこれほど拙劣であらうとは信じ難い。一方、上に示した諸例は、兩書間の他の差異と考へ合はせれば、舊事本紀の方が古く成立したとする論者に對し、書紀の紀年の成立過程にして多くの研究資料を提供するものである。

ここで舊事本紀に於いて年の干支を指示する際に用ひられてゐる形式について記さう。神武紀と神功紀元年の疑問のある箇條(k)参照を除けば次の三つの形式がある。

- (1) 某年歲次干支 十六例
- (2) 某年干支 十四例
- (3) 元年(干支なし) 六例
- これ條の形式の分布は興味がある。(1)の形式が始めて現れるのは崇神紀で、それ以前の八代の中七代までは(2)の形式に從つてゐる。この八代は他の點でも特別であるが、(2)の他の七例は、異例の開化、宣化、雄略、武烈(a)、(b)、(d)参照の四代と、清寧、顯宗、崇峻の三代とを含む。書紀の如く元年の末に「是年也太歲干支」として示す例はない。(1)、(2)は七世紀

の金石文に類例が見られるが、當時の習慣で年を紀するのに天皇の在位年數を用ひてゐない。八世紀に入ると(1)が金石文等で普通に用ひられるやうになつたが、奈良朝、平安朝の史書に於いては(3)の形式が用ひられてゐる。

二、定型

ここで定型と總稱するのは、天皇の即位、立太子、立后、遷都、尊號など歷朝規則的に現れる或る事項を指す。これに関する書紀と舊事本紀の間の差異を大觀すれば、後者は概して前者よりも體系立つてゐないと言ふことが出來よう。この事實は、もし後者は前者よりも時代が新しいものと假定すれば、豫期に反してゐるやうに思はれるかも知れないが、その逆を假定すれば豫期さるべき通りのものである。これと比較し得る限りに於いて、古事記はここに問題としてゐる兩者の何れよりも記述法に統一があるのは事實であるが、これは單に古事記の細部も全體の構成も遙かに單純であるに由ると考へられよう。即ち例へば古事紀では命と尊とを區別しないし、また紀年法も使用してゐない。更に以下に舉げる例の大部分は、個々としても全體としても、舊事本紀の方が古い時代に編纂されたことを暗示してゐる。

(a) 各朝の冒頭に於ける天皇の呼稱法。

神武、神功、仁賢三朝を除き(下文參照)、書紀に於いては各朝の冒頭は單に「某天皇」(女帝の場合には某姫天皇)とあり、大部分の例では適用し得る限りこれに續けて「某天皇第何子也云云」または「某天皇太子也云云」とある。

舊事本紀はそれほど統一はなく、その記述法は普通上述のものとは異なる。同書に含まれる三十四代の中二十代は「諱某尊者」の如く始まり、以下は書紀と甚だ近似してゐるが時に小異がある。例へば「太子」が「子」に代つてゐる如くである。他の五代はこの變形である。即ち、

譚某皇太子尊者

二例

譚某皇子尊者

二例

譚某姫尊者

一例（推古）

残りの九例は各々多少とも上述の諸例とは異つてゐる。

神功皇后は兩者とも事實上同じであるが、舊事本紀では「譚」が省かれてをり、また「氣長足姫尊」の次に「者」が附加されてゐる點で書紀と異なる。

仁賢天皇も兩者とも事實上同じであるが、次の例外は興味あるものである。即ち兩者とも「億計天皇、譚大脚。」で始まるが、舊事本紀では「更名大爲、字嶋郎。雄計天皇同母兄也。」と續いてゐる。書紀も同じであるが、但し「更名大爲」は小註の文となつてをり、更にこれに續けて「自餘諸天皇不言譚字、而至此天皇獨自書者、據舊本耳。」と註してゐる。これについて論考を進める前に、兩者の神武紀冒頭の記述法を比較する方がよからう。書紀は

神日本磐余彦天皇、譚彦火火出見。彦波漱武鷗鷗草葺不合尊第四子也。

舊事本紀天皇本紀は

彦波歛武鷗鷗草不葺合尊第四子也。譚神日本磐余彦天皇、亦云彦火火出見尊、即少年時號狹野尊也。

更に舊事本紀皇孫本紀（八〇一七）の「磐余彦尊、天孫彦波歛武鷗鷗草葺不合尊第四子也。」がこれに比較される。以上は書紀が天皇の名を擧げる際のたゞ二例に過ぎない。

日本書紀通釋は神武紀の「譚彦火火出見」の六字を前掲の仁賢紀の註文に據つて削除したが、書紀集解はこの註自體を後の竄入とした。仁賢紀の註を否認すれば、舊事本紀を古いと論ずるには稍々有利であらうが、否認を保留しても決してこの

論の破綻とはならない。ここでこの問題に深入りすることはやめるが、舊事本紀の普通の記述法では神武紀の如く「諱」を「億計」の前に置くべきであることは認められよう。

舊事本紀に現れる他の變形は次の通りである。書紀のこれに對應する記事は各々その普通の形式に據つてゐる。

綏靖天皇

神日本磐余彥天皇第三子、諱神渟名川耳天皇、諡綏靖天皇……

時として「諡號」の現れる他の場合と同じく、「諡」以下は竄入と見るべきである。

安寧天皇

神渟名川耳天皇太子、磯城津彥玉手看尊。

懿德天皇

磯城津彥玉手看天皇太子、日本彥耜友尊、第二子。

書紀は「大日本」を作るが、舊事本紀は何處に於いても上掲の如く「日本」を作つてゐる。また次の孝昭天皇の父は懿德天皇であるのに安寧天皇と誤られてゐるが、この誤りは恐らく懿德紀が、その前の綏靖紀、安寧紀と同様に、通例を破つて父の安寧天皇の名を先に記してあることから起つたものであらう。舊事本紀の撰者は孝昭天皇の父については原資料ではなく自己の本文に據つたものと思はれる。これは早率に一瞥すれば安寧天皇の名が最初に眼に入る如き構造になつてゐるのである。恐らくここに推測したと類似した過程で數代の天皇の元年の掛け方が誤つたのであらう（一、紀年参照）。

仲哀天皇

大足彥天皇第二皇子童名小碓命日本武尊第二王子、足仲彥王尊諱名也。

書紀には「足仲彦天皇、日本武尊第二子也。」とある。

繼體天皇

諱男大迹、更名彦太尊者……

書紀にはここに註として「更名彦太尊」とある。

崇峻天皇

諱泊瀬部天皇者……

舊事本紀の定型では「尊」を使用するのが基準であるのにここでは「天皇」が使用されてゐる。

舊事本紀に於いて「諱」がかくの如く誤つて國風謚に對して用ひられてゐるが、この理由については、各朝の首に記されてゐる時代錯誤的な漢風謚は筆者の考へる如き竄入でも改變でもなく同書の編纂當時からあつたものであり、同書の編者は國風謚の上に「諱」を挿入して漢風謚と區別せんとしたものであると説くことも出來よう。同時にこの論によれば、「天皇」のみについて考察すれば、この解釋は無論本當らしい。しかし可能な解釋はこれのみではない。奈良朝、平安朝の史書には舊事本紀の編者をして意識的たると無意識的たるとを問はずさやうな誤謬を犯さしめるが如き特徴を持つたものは存在しないのみならず、上に示した如く「諱」がなかつたり、「天皇」が「尊」に代つてゐたりする變形が舊事本紀に現れる事實はこの解釋に依つては説明がつかないし、更に同書神武紀に於いては、書紀が「諱」を正しく使用してゐることを故意に無視したものと假定せざるを得なくなる。これ等の中幾つかは或ひは編者の粗漏か後世の改變に歸せられるかも知れない。しかし綏靖紀、仲哀紀の冒頭の記述法や、定型以外の箇所では「尊」が「天皇」に代つて用ひられてゐる事實は依然これによつ

ては説明出来ないであらう (b) 参照。この「譯」の誤用は、他の變形と考へ合はせれば、寧ろ他の多くの誤謬と同じく後に書紀に於いて訂正されたものと見做す方がより自然ではなからうか (十一、異論をも参照せよ)。

(b) 「命」「尊」の使用法。

今更言ふまでもなく、書紀 (上一の5) の最初に「尊」の現れる所には「至貴曰尊。自餘曰命。並訓美譽等。下皆倣此」との註がある。舊事本紀には書紀に比してこの原則に外れる例が著しく多いが、古事記の如く全くこれを無視してゐるわけではない。古事記では天皇を普通に「某命」として書き始める。舊事本紀では「尊」をこれと同様に使用してゐることは上述した。しかしながら書紀が「天皇」とする所を舊事本紀が「命」とする例も幾つかある。(表を参照)。

また舊事本紀 (一〇五) は「命」を大碓、小碓兩皇子に對して使用してゐるが、書紀のこれに對應する箇所 (上一九八) では兩皇子は各々「皇子」、「尊」となつてゐる。「小碓尊」は舊事本紀ではただ一回 (一〇五—4) 現れるだけで、他の箇所では上の(a)に引いた仲哀天皇の父の表示をも含めてすべて「命」が使用されてゐる。しかしこの皇子の後の名「日本武」に對しては、舊事本紀も書紀と同様に「尊」を用ひてゐる。今理解のために兩者の天皇に對する稱呼を表として示す。兩者の記述法は何れも完全に統一が取れてはゐないが、書紀の方がより完全なるに近いことがこれに依つて知られよう。特に書紀は決して「命」を天皇に對して使用しないが、舊事本紀は十回使用してゐる。かうした問題について遙かに統一が取れてゐる方が後世の著作であらうと推定することは不合理ではなからう。舊事本紀は各朝の末尾に多くその天皇の子孫を記述してゐるが、その文中の稱呼が實際上統一が取れてゐるのは興味ある事實である (五、排列参照)。

恐らく書紀の「命」「尊」使ひ分けの原則の唯一の背反は聖德太子の「厩戸豊耳聰皇子命」(下一五九—9) であらう。舊事本紀は「皇太子上宮厩戸豊聰耳尊」(一三七—16) に作つてゐる。これはまた「ミコノミコト」の稱號が書紀に現れた唯

の例と思はれる。この稱號は舊事本紀にあつては「ヒツギノミコノミコト」と同じくかなり普通である（c 参照）。

ここに述べた説の反論としては、舊事本紀に於ける「命」の誤用は古事記の影響に由るとすることも考へられる。かかる事情に由るのかも知れないが、今問題としてゐるのは書紀と舊事本紀の時代の先後であつて古事記と舊事本紀の先後ではない。かうした反対論は恐らく列皇紀と神代の敍述の間の大きな差異を無視しなければ起らぬであらう。この差異は既に前に述べた（序説）。古事記またはその原據資料が直接舊事本紀の神代の敍述に利用されてゐることは疑ひなく、そこでは古事記の用語や表記法が廣く用ひられてゐる。しかし列皇紀に於いては事情は異り、古事記の明白な借用と直ちに看破され得るものは六代相繼いだ天皇の崩御に關する小部分の幾つかだけである（十、古事記参照）。列皇紀の成立を古事記以後書紀以前に置くことは可能であるが、書紀から逐語的に抄出されたものである著作に、古事記の影響が一度に一語といふやうな形でのみ遺るといふのは甚だ信じ難い。しかし「命」と「尊」を最初に區別した著作が、「命」または假名の表記のみを使用してゐる原資料に據つて編纂される際、時として訂正を怠ることがあつたとするのは合理的な推測と言へよう。

天皇稱號對照表

天皇		降誕		立太子		備考	
		書紀	舊事本紀	表紀	舊事皇子	書紀	舊事本紀
綏靖	尊	(記事なし)		尊	尊	尊	
安寧	天皇	天皇	尊	尊	尊	尊	
懿德	天皇	尊	尊	尊	尊	尊	

雄略	安康	允恭	反正	履中	仁德	應神	仲哀	成務	景行	垂仁	崇神	開化	孝元	孝靈	孝安	孝昭
天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天尊	天尊	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇	天皇
天皇	天皇	天皇	天尊(?)	尊	尊	天皇	尊	(稱號なし)	尊	天皇	命	尊	皇子命	命	*尊	命
皇子尊		皇子尊		尊		尊		(別)尊		尊	尊	尊	尊	尊	尊	尊
				皇子	皇子			尊	尊	尊	尊	尊	命	命	皇子	皇子
								命	命	命	命	命	命	命		
																*天皇(天孫本紀)

(以上十三代舊事本紀天皇本紀)

*天皇(兩書即位前紀、即位條)

皇子(兩書即位前紀)

皇子(兩書即位前紀)

天皇(兩書即位前紀)

清寧		天皇	皇子尊	皇子尊	皇子	皇子
顯宗	(王、兩書所引譜第)					天皇(兩書即位前紀)
仁賢	(王、兩書所引譜第)			(王)	(王)	天皇(兩書即位前紀)
武烈	天皇	尊	尊	尊	尊	天皇(兩書即位前紀)
繼體						(以上十一代舊事本紀神皇本紀)
安閑	尊	尊	尊	尊	尊	天皇(兩書即位前紀)
宣化	尊	尊	尊	尊	尊	
敏達	尊	尊	尊	尊	尊	
欽明	尊	尊	尊	尊	尊	
用明	尊	尊	尊	尊	尊	
崇峻	皇子					
姬尊	皇子					
姬尊						
推古						

(c)
即位

天皇の即位を述べるに當つて最も頻繁に用ひられる定型は、書紀では

(皇)太子卽天皇位。

舊事本紀では

(皇)太子尊卽天皇位。

であり、「皇太子」の「皇」や「即天皇位」の「天皇」が省略された僅かな變形をも含めて各十五例現れてゐる。反正天皇の例では「皇太子」の代りに「儲君」となつてゐるなどである。

最も興味ある例外は表にも記した仁德天皇の場合であつて、兩書とも「大鷦鷯尊即天皇位」となつてゐる。これは例外的に即位前紀を通じて「尊」が使用されてゐる事實と關連して考察さるべきであらう。

(d) 「姫」「媛」の使用法。

簡単に要約すれば、書紀が「媛」を用ひる箇所に於いて舊事本紀が「姫」を使用してゐるのは九例ある。その中一例を除くすべてが神功紀以前、即ち卷七天皇本紀中に現れてゐることは意味のあることかも知れない。その逆は一例、書紀の「姫」が舊事本紀で「娘」となつてゐるもの三例、その逆は二例ある。これ等の一部は誤寫の疑ひもあるが、すべてがさうではなからう。

(e) 天皇の生母を示す定型。

書紀の最も普通な定型は

母曰某媛（又は姫）（命）

で十八例、舊事本紀のそれと同じいのは八例ある。舊事本紀に最も普通なのは

母曰皇后某媛（又は姫）（命）

であつて十三例あるが、その中初めの九例は懿德より景行に至る九代に見えてをり、成務紀に「曰」が缺けてゐるのを偶然と假定すれば、これは恐らく仲哀紀まで連るものであらう。この定型は書紀には全く現れないが、

母皇后曰某媛（又は姫）（命）

が四例あり、面白いことに垂仁、景行、成務、仲哀四代に相繼いで見える。

兩書には他にも變型はあるが詳しく述べる價値がないので省く。

(f) 皇子表の記述法。

この記述法については兩者の何れがより體系立つてゐるかは言ひ難いが、幾つかの差異は認められよう。書紀の方が嚴密である場合も、舊事本紀の方が嚴密な場合もある。例へば書紀崇峻元年の條（下一二九一七）には

是生蜂子皇子與錦代皇女。

とあるが、舊事本紀同條（一三五一1）には

生一男一女。蜂子皇子、次錦代皇女。

とある。また書紀敏達四年の條（下一〇五一9）には

生太姬皇女
井櫻女
更名櫻

與糠手姬皇女
村田女
更名田

とあるが、舊事本紀同條（一三三一8）には

生二女。長曰太娘皇女、更名櫻井皇女。少曰糠手姬皇女、更名田村皇女。

とあり、舊事本紀の方が嚴密である。

一方、書紀繼體元年の條（下一六一1&3）に

生三女。長曰茨田大娘皇女。仲曰白坂活日姬皇女。少曰小野稚娘皇女
石姫女
更名長。

とあり、舊事本紀同條（一二八一15&16）に

生三女。茨田大娘皇女、次白坂活日姬皇女、次小野稚娘皇女。

とあるのはその逆の場合である。これ等の場合は兩方ともその例が多い。

表が長い場合には舊事本紀は「次」のみを用ひる傾向が強いが、書紀はその際「第一」、「第二」等を用ひてゐる。また書紀が「其一」、「其二」等と錄する箇所では、舊事本紀は「其」をすべて省略するか、または最初以外はすべて省略し、數詞またはその代用を留めてゐるのが常である。

書紀の「生」または「后生」は舊事本紀では常に「誕生」と書かれてゐる。しかしだ一度であるが舊事本紀(九五—16)は、書紀の「后生」の代りに「皇后生」としてゐる。

最後に、皇子表中に「次」を使用することは書紀よりも舊事本紀に多いが、これは古事記の普通の使用法である事實に注意するべきである。これは(b)に述べた「命」の使用法と共に、舊事本紀は古事記の如き資料に直接依據して編纂されたもので書紀の抄出ではないことを強く示唆するものである。

他の二つの定型は文法上の問題であるが、歷朝規則的に現れる事項と關連があるのでここで取り扱ふ。何れの場合にも書紀の方が正しいことは明かである。

(g) 遷都。

これに關する主要な相違點は、舊事本紀が「都遷」の表現を用ひ書紀が「遷都」を用ひることである。これは九例見えるが、唯一例ながら安寧二年の條では舊事本紀も書紀と同じく「遷都」を使用してをり、また一例では書紀も舊事本紀も「更都」に作つてゐる。

地名、官名の錄し方にも差異がある。書紀繼體五年の條(下一七—4)には

遷都山背筒城。

とあり、舊事本紀同條（一二九一五）には

都遷山背、謂筒城宮。

とある。また書紀宣化元年の條（下四四一五）には

遷都于檜隈廬入野、因爲宮號也。

とあり、舊事本紀同條（一三〇一十五）には

都遷檜前、謂廬入野宮。

とあり、同様の例は他にもある。また他種の變異も見えるが、やや疑問の餘地のある綏靖紀のものを除けば、この點に關しては兩者は決して同じ文章構造を取つてゐない。

(h) 立太子、立后等。

書紀が正しく「立某爲皇后」等を作るところを、舊事本紀は屢々「某立爲皇后」等に作つてゐる。この語順は文法に外れるが、この通りの形は三十一例、書紀と同じ形は十四例見える。他の九例も同じ文法違反を犯してゐるものと認められるが、書紀と舊事本紀を比較する際に屢々さう感じられる通り、舊事本紀は古くから書紀に一致させるように手が加へられたために本文が忠實に傳へられてゐないのではないかといふ疑ひが強められるのは特に注意すべきことである。即ち細かく言へば、三例では書紀の「立某爲」が「立某立爲」となつてゐる。この中一例では、舊事本紀の寫本二種が最初の「立」を缺き、一種が第二の「立」を缺いてゐる。國史大系の編者は三例とも第二の「立」を削らうとしてゐるがこれは明らかに誤りである。また書紀の「立某爲」三例、「以某爲」一例が舊事本紀では「以某立爲」になつてゐるもののが四例ある。もつともその一例では「以」を「尊」に作る本もあり、これに從ふべきかも知れない。

筆者は、(g)(h)に述べた諸例と次節に述べる助辭の使用法などの用語的特徴を和臭を帶びた後世の漢文の典型的な例とし、舊事本紀が編纂されたと推定されてゐる平安朝初期の漢文の特徴と見做さうとする論者に遭つたことがある。しかし普通の見解に従へば、平安朝初期の漢文學は極盛に達してゐたはずである。例へば岡田正之博士は平安朝初期を「漢文學隆盛時代」と呼び、この時代を七八二年より九三〇年までと定めてゐる。推定される舊事本紀の成立年代の下限は九三六年である。⁽²⁾筆者は更に平安朝初期の漢文學について舊事本紀と同じ語法を検索したが、書紀と同じものが豊富に得られたのみであつた。もし平安朝初期の漢文には舊事本紀と語法の一致するものが多い（他には考へやうがないが）と假定したところで、他のこれに反する諸例が存在してこの論の説得力を弱めてゐる。但し書紀以前の漢文に舊事本紀の語法を發見することは出來ないけれども、書紀以前の漢文の傳存するものは平安朝初期のものに比して甚だ少く、金石文、上宮法皇帝說、風土記等偶々傳存するものも十分に推敲を経てゐると思はれる。もし列皇紀が單なる草稿として作られたものならば、推敲の不足は怪しみに足りない。

更にこれに關連して、これ等の文法違反は後世の形であり、舊事本紀を偽作した者が古風な表現を意圖して故意に挿入したものであると論じた人があつた。これほど恣意的な前提に立つた説は、合理的に反駁するまでもない。

三、用語

前節の末に於いて注意したやうに、舊事本紀の行文の拙劣を以つてその新しい成立推定年代の特徴と見做す説がある。しかしもしこれが一般の見方でなければ、實情は以下に要約する如くである。

列皇紀と書紀の間には、純粹に言語上の差異が甚だ多く存在する。それ等の中の或る者については、書紀が正しく舊事本

紀が誤つてゐると言つても大體確實である。その二例は先に挙げた（定型（g）（h）を参照せよ）。しかし大部分の例では、或ひは書紀の方が優れてゐるやうに見えるかも知れないが、恐らく中國または平安朝初期の漢文學から舊事本紀と同じ構造の文を擧げてその正しいことを立證し得るだらう。これは大きな問題であつてここで詳論することは出來ないが、幾つかの事項は注目に値するものである。舊事本紀と書紀の言語上の差異の中最も顯著なものは、前者が後者に比して遙かに多く助辭を用ひ、殊に「矣」の使用法があまり慣用に従はない傾向のあることである。「矣」は列皇紀に於いては約九十五回と、書紀の對應する部分の約三十回に比し三倍も頻繁に現れてゐる。これ等の中十七例では、「矣」は「也」（十一）、「焉」（五）に代用されており、いづれも誤用であるか少くとも異常な使用法であることは明かである。この傾向は神代に關する部分についても認められるがそれほど顯著ではなく、約百四十回と約九十回で、その中十四は「也」の、四は「焉」の代用である。

一二の例を擧げれば、書紀（上一五一二）神武即位前紀戊午年の條に

因改號其津曰盾津、今云蓼津訛也。……因號其地曰母木邑、今云飼閑奇訛也。

舊事本紀（八一—一四）は後の方の「也」を「矣」に作る。書紀（下二九三—六）仁德即位前紀に

故諺曰有海人耶、因己物以泣、其是之緣也。

舊事本紀（一一四—一四）は「之」を缺き、「也」を「矣」に作る。書紀（下一一一—七）繼體元年の條に

賢者唯男大述王也。

發顯我者汝也。

舊事本紀（七三—一〇）は「也」を「矣」に作る。書紀（上四〇三—一八）顯宗即位前紀には天皇の諾言に續いて

小柄由是深奇異焉。

舊事本紀（一一三一—八）は「焉」を「矣」に作る。書紀（下一三六—2）推古元年の條に立廐戸豐聰耳皇子爲皇太子、仍錄攝政、以萬機悉委焉。

舊事本紀（一三五—14）は「焉」を「矣」に作る。仁德紀の例は書紀に於いて常に「也」で結ぶ普通な定型の一つであるが、舊事本紀ではこの場合「矣」を用ひる例もあり、また書紀同様「也」を用ひる例も時にある。

また舊事本紀では列皇紀中には少くとも一回神武即位前紀（書紀では上一一一—5）及び神代の部分に數回「……之時……」が現れるが、書紀では「……於（于）時……」又は「……時……」となつてゐる。それ等の些細な差異は單なる訛變であるかも知れないが、國史大系に依れば相互に一致する寫本がある。舊事本紀が「復」を常用し、書紀が「又」を用ひることも顯著である。この場合いづれがより古いかを確定することは恐らく不可能であらうが、これが列皇紀に三回、神代に三十回現れてゐることは注目される。この事實も、既に述べた各項と同様に、舊事本紀の神代と列皇紀の言語上の關係を示すものである。更に舊事本紀の神代の部では、説話の異傳を擧げるに當り、書紀の「一書曰」の代りに「復」を用ひてをり、書紀が「一書曰」でなく「又」を用ひる場合でも、これと同じ特殊な用法と用はれる例が多い。

更にこの兩書の間には、各種の名辭に對する假名の異なるものが多く、詳しく述べれば成立年代の先後の問題が明かになるであらう。

また古事記と舊事本紀のそれに對應する神代の部分の間には多くの同じやうな差異が繰り返して現れるが、その意味する處については敢へて斷定しないけれども、少くとも成立年代解決の手掛りにはなるであらう。例へば古事記の「依」は舊事本紀では常に「寄」であるが、これは何を意味するものであらうか。これは少くとも八回現れてゐる。この問題に對する手

掛りは他に兩者の假名の使用法の研究によつても得られるであらう。例へば古事記ではヒコを「毗古」「日古」、ヒメを「比賣」と假名で表してゐるが、舊事本紀のそれに對應する箇所では「彦」「姫」が常に用ひられてゐる。しかし二例では舊事本紀は古事記のまま、三例では少し變へた假名を用ひてゐる（「比古」一、「比女」一）。この時に一致し時に一致しないといふ特徴は、他の多くの語などに關しても現れてゐる。一見したところでは、舊事本紀は古事記を丸寫しにして處處變更訂正を加へたやうに思はれるかも知れない。しかしこの問題は綿密な調査が必要である。更に附け加へれば、舊事本紀は書紀と同様、清濁を常に區別してはゐないが、言ふまでもなく古事記はこの區別を厳格に保つてゐることで著名である。

これ等の差異は、書紀に基くことの明らかな他の文献には同様の例を見出し難く、舊事本紀は書紀その他より編纂されたとする假説に依つては説明し得ない。これ等の差異はあまりに多く且つ或る場合にはあまりに規則立つてをり、單なる鈔寫の際の粗漏や偶然の言ひ換への結果と見做すことは出來ない。これは意識的な變改と見なければならぬであらうが、その理由について節の通つた推測を下すことは不可能に近い。しかしその逆の假説に立ては殆んど何の困難もなくなる。

四、排 列

大小多數の箇所に於いて、同一またはそれに近い資料の排列が、舊事本紀と書紀で異つてある場合がある。兩者の排列を比較すれば、舊事本紀の方が拙劣である場合も、書紀は元來舊事本紀と同様であったものが他の資料の挿入によつて排列が歪められた場合もあることが判る。他の場合では何れの排列も同様に筋道が立つてゐるやうに見えるが、それはただ偶然に兩者の慣用の差異が示されたまでである。次に數例を擧げよう。

(a) 安閑元年

書紀（下三八—2）は

有司爲天皇納采億計天皇女春日山田皇女爲皇后更名赤見山田。

舊事本紀（一三〇—5）は

有司即天皇位、納采春日山田皇女、立爲皇后。更名山「田」赤見皇女、億計天皇之皇女也。

この場合書紀の排列が舊事本紀のものを改修したものであるとは直ちに想定し得るが、その逆の過程は甚だ想定し難い。ここに引いた舊事本紀の文の冒頭には面白い訛變がある。ここでは直接關係はないが一言して置く。延本は「即」を「爲」に作り「位」を缺いてゐるが、これは書紀の通りであり、國史大系の編者はこれを承認してゐる。しかしことによるとこれは即位に關する普通の定型の痕跡かも知れず、論理的に言へばこのやうな異様な記述の代りにさうした定型が現れてゐなければならぬであらう。要するに一種の誤脱があるものと思はれる。

(b) 欽明二年

后妃とその子女の表中、書紀（下五一—8）には

次蘇我大臣稻目宿禰女、曰堅鹽媛……生七男……

舊事本紀（一三二—5）には

次妃堅鹽媛、生七男六女、蘇我大臣稻目宿禰女也。一曰……

事柄は異なるけれども構造の差異の全くこれと同じ例が書紀（下一〇五—5）舊事本紀（一三三—5）の敏達四年の條にも見える。この場合に國史大系の編者は、本文の次序が誤つてをり修正すべきものであるとしてゐる。しかし國史大系は見逃してゐるけれども、ここに引用した以外にも同様な例があるところから見れば、この本文は恐らく原形を保つてゐるものと

考へなければなるまい。

この二つの例に於いては、舊事本紀の排列は(a)に舉げたよりも更に拙劣に見える。この排列は舊事本紀の編者が書紀の今の形に據りつつ採つたものであるとは殆んど想像し得ない。この三例の何れも單なる誤寫ではない。それは何れも父の名を「也」で結ぶことからさう思はれる。もつとも(a)(b)何れに於ても舊事本紀にはそれ等不當な位置にある記述は本來缺けてゐたのであり、後に書紀に據つて勝手な箇所に書き入れられたものと考へることも出来る。

(c) 皇胤表

天皇の子孫を示すに當り、書紀は小字をもつて誰の祖であるかを註することが多い。これは舊事本紀の對應する箇所には見えないが、大多數の天皇の朝の記述の末尾に附されてゐる皇胤表中に記されてゐる。これ等の表は舊事本紀に於いては先に既に記述されてゐる數多の場合を除き全く煩冗なものであるが、書紀の排列はもつと經濟的且つ合理的と思はれる。そしてここでも舊事本紀の排列が書紀に出るものとは考へ難く、寧ろその逆である。

更に又筆者に反対して、これ等の表は古事記の影響と見做さるべきではないかと述べた人がある。しかしこの説に従へば舊事本紀の偽作者は次のやうな操作を行つたとしなければならない。即ち、先づ或る朝代の記述中に天皇の子女を列舉する際には、書紀を鉄しながら或る種の記事を故意に省いたのである。これは甚だ規則的に現はれるから故意に行はれたものと考へざるを得ない。しかその動機については確からしい推測を立てることは困難であらう。次に偽作者は、各朝の冒頭に天皇の子孫を記す古事記の方法に影響されて、各朝の末尾にそれを列舉し、その際前には省いた記事を今度は保存したことになる。しかしこの推測には何の根據もない。

實際これ等の表は古事記から取られたものかも知れない。但しその用語と表記法は大體に於いて書紀に近い。しかし書紀

から鉛寫したものではないことは確かである。さやうな操作を行つたところで偽書を真作らしくするのに何の助けになるであらうか。それではこれは如何に解すべきであらうか。先に (b) の定型について述べた事はこことも関連がある。

他にも可能性はあるがそれは眞摯に考察する價値がある。(a) (b) の例に關して示唆した通り、舊事本紀には本來これ等の表に見られるやうな補足的な記事は全くなく、後に書紀から組織的に増補されたものかも知れない。これ等の表中の「尊」の使用法は前述した通り一貫したものがあるが、この事實を考へ合はせればこの推測も強められる(「定型」(b))。もしこれが正しいとすれば、舊事本紀は本來書紀より取られたものであるとする通常の見解と一致させることは容易でない。即ち引き續き二段階に涉つて鉛寫が行はれたことになるからである。

(d) 遷陵

綏靖、安寧、懿德、孝昭、孝安、孝靈、孝元及び景行の八代については、舊事本紀は各朝の末尾に記すが、書紀は次の天皇の即位前紀、または綏靖、孝昭、孝靈、孝元、景行の場合には同じく次の天皇の元年、三十八年(三年歟)、六年、五年、二年にそれぞれ記してある。この後の方の五例は遷陵が遷延した場合の書紀の普通の書法であることは注意されるべきであらう。舊事本紀も武烈天皇に關してはこれに従つてゐる。しかし他の三例は書紀と對照的である。これ等の例から結論を出すことは危険であらうが、排列の相違は注意する必要がある。

五、増補

舊事本紀にく書紀にある記事を、舊事本紀が省略したのではなく書紀が舊事本紀に附加したものと理窟抜きに信じなければならないやうな理由は概してないけれども、ある特殊な箇所では書紀の文面から見て事實は舊事本紀を増補したものと

思はれる。數例を擧げよう。

(a) 顯宗元年

書紀（上四〇七—3）には

立皇后難波小野王、赦天下難波小野王、雄朝津間稚子宿禰天皇曾孫、磐城王孫、丘稚子王之女也。

とある。舊事本紀（一二四—12）も同様であるが、「赦天下」の一句を缺き、註は大字の本文となつてゐる。かやうに註が本文と離れてゐるのは書紀では異例であつて、本來舊事本紀の如くであつた草稿に「赦天下」が不注意に挿入されたかのやうに思はれる。

(b) 敏達四年

書紀（下一〇六—4）、舊事本紀（一三三—8）共に「是歲」で始まる營宮の記事がある。周知の如く書紀では「是歲」又は「是月」の下にその年月に關して更に事柄を記すことは稀で、この原則が破れてゐる箇所はその原據の資料について何ものかを暗示するものとして注意されるのである。この場合では書紀には「是歲」の記事の後に更に「冬十一月、皇后廣姬薨。」といふ一條があり、これは舊事本紀には見えない。兩者共翌五年の記事は豐御食炊屋姫尊の皇后冊立の奏請をもつて始まつてゐる。この皇后の薨去の記事は、書紀が次の記事を合理化するために後の考へに依つて挿入したもので、舊事本紀及び書紀の他の部分の基くどころの資料にはなかつたものと考へることが出來よう。

(c) 清寧二年

書紀（上三九八—9）、舊事本紀（一二一—12）共に二年十一月の條を「語在雄計天皇紀」（舊事本紀は「記」）で結んでゐる。これは兩者の顯宗即位前紀中の「白髮天皇二年冬十一月……」で始まる長文の記事、即ち清寧二年の條にも簡単に記

された播磨の小楯と億計、雄計二王の事實の詳細な記述を指してゐることは明らかである（書紀上四〇一一六、舊事本紀一二一一）。更に書紀には「語在弘計天皇紀」の直前に「是月、使小楯持節將左右舍人、至赤石奉迎。」の一條があるが舊事本紀ではない。この事は顯宗即位前紀にも見えてゐるが、この説話の他の部分ほど増補されてゐない。兩書共に翌年正月にかけて小楯が二王を奉じて攝津に到つたことが記してあるが、書紀の先に引いた一條はこれの説明のために挿入されたものであらう。しかしこれによつて「語在弘計天皇紀」の位置が動いてをり、舊事本紀の方が自然である。

清寧紀の二年十一月の記事に於いて、書紀は二箇所で舊事本紀を改善し、その一つは増補の一例でもあるらしいことは注意されよう。書紀の「國司」は舊事本紀では「國使者」に作られてゐる。書紀の「畏敬兼抱」といふ雅馴な表現は、舊事本紀では「於」となつてゐる。これは次の「思」と字形が似てゐるために「是」が脱落したのであらう。舊事本紀の漢文に雅馴な表現が比較的少いことについては七、内容(c)を参照せよ。

(d) 日本武尊の薨去

日本武尊の薨去は書紀では景行四十年の條で詳しく語られてゐるが、舊事本紀では景行五十一年に係けて簡単に記されてゐる。しかしその諸妃子孫を五十一年の條に記すことは兩者は一致してゐる。舊事本紀では成務四十八年の日本武尊の一子が皇太子に立てられる記事の後にもこの表が少し詳くなつて見えてゐる。さて舊事本紀ではこの表を五十一年に係けるのは自然であるが、書紀の方は奇異な入れ違ひのやうである。書紀には四十年の長文の記事の末尾に「是歲天皇踐祚冊三焉」とあつてその紀年は益々混亂して來る。この一句がその前の記事の何處までを指してゐるのかは明らかでない。舊事本紀に「日本武尊平東夷還參、未參薨於尾張國矣」とあるのがもつと長い文の要約の如く讀まれるのは事實であるが、書紀で薨去と子孫表との間を十一年又は八年も離してゐるのは不自然を免れず、これは書紀の編者が薨去の年を變更してその記事を詳

細にした際に子孫表を移すのを失念したことを強く暗示するものである。

(f) 景行紀

舊事本紀が短縮したよりも寧ろ書紀が紀年に關する増補を行つたのであることが、書紀の日本武尊の薨去の記述から窺へるとすれば、この朝代の他の諸點からも同様に考へることが出來よう。もつともそれ等の點自體は何れの方向にも同様に指示を與へてゐるものであるが。既に紀年(g)に於いて述べた如く、舊事本紀は景行紀に於いては書紀に年月日の明らかな事項に對しても日の干支を記すことが少い。その結果舊事本紀は日本武尊の熊襲征伐を二十年十月に係けても矛盾を來たさないが、書紀は二十七年十月に係けて干支を附加してゐる。兩書ともこの際の日本武尊の年齢を十六歳としてゐるが、これは四年の條下にその雙生兄弟大碓命の密通を記すことと矛盾する。

更に二十五年、二十七年の條下に書紀は武内宿禰の公的活動を記すが、書紀の他の箇所の記述に據れば、景行三年の條にその父母、成務三年の條にその成務天皇と同日に生れたことが見え、この時にはまだ幼少でなければならない。舊事本紀の記述はもつと自然であり、景行五十一年に棟梁之臣に任せられたことが初見し、景行天皇と同日に生れて異寵のあつたことが附記されてゐる。書紀がこの事を成務天皇に移したのは武内宿禰の父母の記事との矛盾を避けようとしたものであらうが、そのためかへつて上述の矛盾に陥ち入つたのであらう。或は舊事本紀の文は書紀の矛盾を解決しようとしたことを示すと論ぜられるかも知れない。しかし舊事本紀にはさうした試みの痕跡は何一つなく、書紀同様に多くの矛盾を含んでゐるのである。

六、原註

書紀の所謂原註が舊事本紀では如何に取り扱はれてゐるかを検すれば、次の五種の場合が見られる。

- (1) 書紀と全く同じ又は大體同じ文が註となつてゐるもの。
- (2) 同前であるが註の一部が缺けてゐるもの。
- (3) 本文となつてゐるもの。

(4) 註が「一云」の形式である場合は時としてそれは本文に含まれ、「一云」を缺く。

(5) 全く見えないもの。これは假名によつて固有名詞等の發音を示すものなど音義を註するものをすべて含む。

舊事本紀の原形の成立年代に關して如何なる見地を探るにせよ、これ等の研究はいづれが眞に書紀の原註と言ひ得べきものであるかの問題の究明に役立つであらうから必要である。だが目下の問題と關連して最も興味のあるものは(4)の種類であるから以下に數例を擧げよう。

(a) 景行天皇の皇子

書紀（上一九八—3）は皇后播磨稻日大郎姫の所生を列舉して

后生二男、一曰大碓皇子、第二曰小碓尊一書云、皇后生三男。其第三曰稚倭根子皇子。

と言ふが、これに相當する舊事本紀（一〇五—3）には

誕生三男、第一大碓命、次小碓命、次稚〔倭〕根子命矣。

これは單に書紀の原註を寫したものではない。その事は既に定型(b)で指摘したやうに、「皇子」でなく「命」を使用していることが暗示する。またこれは古事記に基くものとも見られない。古事記にはこの皇后の所生に五子を算へてある。舊事本紀も後では書紀と同じく稚倭根子を八坂入姫の生む所としてゐるが、これは正に矛盾の一例であつて書紀よりも舊事本紀に多いものである。書紀の原註に引く「一書」が舊事本紀を指すものであることも考へられよう。

(b) 崇峻天皇の弑逆

兩書の記述は同じであるが、大伴嬪小手子の嫉妬に關する部分は書紀では「或本云」の註であるが舊事本紀では本文の一部となり、共に五年十月丙子の條の末尾に係けられてゐる。書紀のこの箇所にはもう一つ「或本云」が前にあり、下手人東漢直駒の出自を記してゐるが、舊事本紀にはこれは全く缺けてゐる。このことは舊事本紀の編者が單純に書紀の註を寫したものでないことを再び暗示するものである。

(c) 仲哀天皇の崩御

書紀仲哀八年の條（上二三七—2）の記事の終りは

天皇猶不信、以強擊熊襲、不得勝而還之。

とある。舊事本紀同年の條（一〇九—6）の記事は書紀よりも短かいがその末尾は

不信神教誨、猶親擊熊襲、中賊矢也。

ついで明年の崩御に至つて書紀は

即知不用神言而早崩一云、天皇親伐熊
襲、中賊矢而崩也。

と言ふが舊事本紀は

即知不信神教而中賊矢、早崩之矣。

と言つてゐる。

いづれの説がより古いかを示すものはここでは少いけれども、他の例から類推することが出來よう。但し同時に、書紀の異傳が舊事本紀で常にかうなつてゐることとは記憶して置く要がある。次節内容をも参照せよ。

七、内 容

舊事本紀の列皇紀と書紀のそれに對應する各卷との内容を比較すれば、舊事本紀には或る種の記述が缺けてゐることが明らかになる。それ等の記述の中少くとも一部は書紀の編者が他種の資料に據つて補つたものであることは江戸時代以後の学者の研究によつて今は明らかにされてゐる。しかしこれ等の資料は列皇紀の編者が參看するを得なかつたか又は使用しなかつたものと筆者は推測する。もし列皇紀が書紀以後に書紀から抄して撰せられたものとすれば、次の三つの論法のどれかを採らなければならぬことになる。即ちその第一は、舊事本紀の著作者或は偽作者は、九世紀か十世紀頃の人でありながら書紀の原據資料に關して何か知つてゐたといふ論法、第二は、その編者は後世の研究成果を早くも豫知してゐたといふ論法、第三は、舊事本紀の全體的構造からさうした記述を省く必要があつたといふ論法であるがその理由は別に説明しなければならないことになる上、その省かれた記事の中の或るものは現在では基く資料が明らかにされており、この事實は到底偶然の暗合とは思はれない。要するにこれ等の論法はすべて通じ難いものである。

ここで言ふ省略とは次のやうなものである。

(a) 三韓

三韓及び任那は、神功皇后の征討以後には殆ど記されてゐない。例外として次のやうな零細な記事が見えるだけである。
應神即位前紀に、「天皇は「皇后討新羅之年」を以つて生れたと見える。

仁德即位前紀に、「韓國」に遣はされてゐた吾子籠を喚び來らしむることが見える。

欽明三十二年、天皇の遺詔に「汝須打新羅國、封建任那、更遣夫婦、惟如舊日、死無恨之」とある。

推古元年の條に、聖德太子が内教を「高麗僧慧慈」に習つたことが見える。

推古二十九年、同じ「高麗僧慧慈」は聖德太子の薨去を聞いて大いに悲しんでゐる。

神功皇后の征討を述べるに當り、舊事本紀がただ「幸新羅國狀、具在征服三韓記」と記すのみであるのは注意すべきことであらう。同書神功紀にはそれ以上三韓に觸れた部分は全くない。しかるに書紀の神功紀及び次の應神紀には多量の三韓關係記事があり、津田左右吉博士他多數の學者が説いてゐる如く、百濟の資料から取られたものらしい。更に津田博士に據れば、書紀の原註に百濟記、百濟新撰、百濟本記が引用されてゐる箇所では、その本文自體もさうした資料から取られてゐるらしく、更に全體的に言つて、書紀の百濟關係記事の多くはその編者が百濟の資料から轉載したものと見てよいといふことである。更に博士はその推定の理由を暗示して、書紀の百濟の資料に基くことの明らかなもの以外の、欽明朝に至るまでに現れる百濟、新羅、任那、高麗關係の記事は、種々の理由種々の事情によつて稍々後の時代に捏造されたものと見見てをられる。これは極端に過ぎる見解であらうが、もし博士の分析が大體に於いて正しければ、舊事本紀に三韓關係の記事が缺けてゐるのは意味のあることと見られよう。⁽⁶⁾

(b) 巡幸

巡幸の敍述、例へば景行天皇のそれは風土記の記事と密接に關連してゐるが、さうしたものは舊事本紀には省かれてゐる。書紀と風土記の關係の本質は果して何かの問題は衆訟の府であるが、極端な見方を採つて風土記の文は實際には書紀に基くとするのでなければ、舊事本紀にこれ等の記事が缺けてゐるのは意味のあることであらう。

(c) 漢籍の引用

書紀の中に全文漢籍よりの引用を以つて成つてゐる箇所があることは江戸時代に至つて始めて發見せられたところである

が、舊事本紀にさやうな文章の全く見えないことは容易に見出しえる。ただしこれは同書に中國風の文飾がないと言ふのではない。多くの天皇の容儀性行を形容する文句は書紀と同じであり、純粹の中國風の表現が含まれてゐる。しかしこれ以外では、漢籍からの引用句は大部分數代の天皇、特に仁德、允恭、雄略、顯宗の即位事情の説明の文中に限られ、しかも一度に數字に過ぎない。それで書紀に多い漢文體の詔は舊事本紀には一つも見えず、僅かに推古二十七年、二十八年にさうした詔が載つてゐるがこれは書紀には見えない。^(ア) このために舊事本紀には成務四年の國郡縣邑に首長を建置するの詔、允恭四年の氏姓を正するの詔、或は崇神十年の四道將軍を遣はすの詔などの重要な記事が缺けてしまつてゐる。もつとも今日では重要なからざるかを問ふのは無益であらう。舊事本紀の列皇紀を書紀の要約とする見解があるけれども、同様に書紀の要約である日本紀略について見れば、崇神十年の詔は全文、成務四年の詔は文飾の部分を「云々」と略して實際の措置に関する部分が全部轉載され、允恭四年の詔は略されてゐる。

これ等の省略の前後関係には興味あるものが多い。例へば仁德元年の記事は兩書とも同一であるが、零細な差異があり、また難波高津宮の檢素なることとその理由は舊事本紀にはない。日本紀略には宮の檢素なることはあるがその理由を記さない。この項が元年の記事の最初でも最後でもなく眞中にあることは注意すべきであらう。

更に清寧三年五月の條の文飾「王青蓋車」は書紀にも舊事本紀にも共通であるが、隨書高祖紀の借用である同年九月、十月、十一月の三條は舊事本紀に見えない。日本紀略には十一月の一條のみ載せられてゐる。

先に述べた顯宗元年の「赦天下」、清寧二年の「畏敬兼抱」についても、これに関連して考察しなければならない。(増補

(a) (c) を參照せよ)

筆者の信ずるところでは、書紀に見える長い漢語調の文章が舊事本紀に全く見えてゐない事實は、舊事本紀の方が古く成

立したと考へればよく説明がつくが、もしその編者がさうした記事をすべて重要又は眞實ならずと見るほど炯眼であつたとしたら殆ど説明にならないであらう。兩書に共通な漢語體の文句と書紀のみに見える文句との出典を詳細に比較すれば何か面白い結果が出るかも知れない。もつとも日本の史書編撰者による中國の類書の利用に関する小島憲之氏の興味ある説⁽⁸⁾や、兩者の編纂年代が近接してゐるらしいことを考へれば、さうした調査も成果が少いかも知れない。

さて上に舊事本紀に缺けてゐる記事の中數種について述べたが、次に舉げるものはそれ等とは異り、管見の及んだ限りでは未だ嘗つて特定の資料に基いたと見做されたことのない記事に及んでゐる。

(d) 佛教

舊事本紀中で佛教に觸れる箇所は極度に稀で、たゞ次の數條のみであるが、それ等は皆書紀にも見えるものである。

敏達即位前紀に、「天皇不信佛法」。とある。

用明即位前紀に、「天皇信佛法」。とある。

用明二年條に、天皇が三寶に歸依せんと欲して群臣をして議せしめることが見える。

推古元年條に、聖德太子が慧慈に就いて内教を習ふことが見える。

推古二十九年條に、詔して三寶を興隆せしめ、諸臣連等が競つて寺を造ることが見える。

推古二十九年條に、慧慈が聖德太子の薨去を悲しむことが見える。

佛教関係の記事の中これだけを採つて他を棄ててゐるには一貫した方針を認め難いであらう。同書の撰者が聖德太子と蘇我馬子であるといふ觀念と一致させようといふ試みが行はれてゐるのは確かである。故に書紀に見える多くの他の佛教關係の記事は、舊事本紀の編者が利用しなかつた資料に基いてゐると見ればよく説明出来るであらう。

(e) 池、溝

書紀に見えてゐる池、溝等の掘開の記事は舊事本紀には全くない。

(f) 部

種種の部の起源を錄することを目的とする記事は書紀には多いが、その中ただ一つが舊事本紀に見える。即ち垂仁二十三年十一月の條の鳥取部、鳥養部、譽津部を定める記事である。

筆者は、この最後に挙げた種類の記事が舊事本紀に缺けてゐるのは、同書の序に聖德太子の薨去によつて撰錄の事が輟んだものの中に百八十部公民本紀が入つてゐるので、それに一致させるために故意に行はれたことであらうと言ふ説を聞いたことがある。しかし序と矛盾するのは舊事本紀の特徴の一つで、その故にこそ同書は初めその價值を認められなかつたのである。殊に序の撰者が意識して内容と一致させようとしたものとすれば、序に記されてゐる臣、連、伴造の本紀はどうなつたのかが問題となるのは自然の勢であらう。

書紀の推古二十八年の條に據れば、聖德太子と蘇我馬子が編録したものの中に「百八十部并公民等本記」があるが、この記事を信ずるにせよ信じないにせよ、次の事は大體確かであらう。即ち、書紀が編纂された時代に於いては、史書の中で部のことを獨立に述べることは一般に承認されるやうな考へであつて、實際にも部に關する專書の編せられたものがあつてもよく、その内容は書紀の中に入つてゐるのであらう。

但し部の記事のないことを序と結びつけて考へるのはそれ自體としては優れた見解であるが、他の諸條件を考へ合はせれば單に可能性の一つであるに過ぎない。

列皇紀は主として書紀よりの一連の抜萃より成るといふ見解を採る者は誰でも、前述の省略を考へ合はせて、その抜萃は

一定の方針の下に行はれたことと認めるのであらうが、さうすれば更に進んでこれが如何にして現在の通りの内容を含むやうになつたかを推測としてでも説明しなければならなくなる。實際はさうした説明の提出されたものもなく、推測することも可能とは思へない。物部氏關係の記事を保けるために抜萃されたものであるといふ見方も成り立ち難い。この事は後に簡単に述べる（物部氏参照）。列皇紀の内容には或る等質性があつて、殆んどすべてが全くの帝王及び宮廷の事件に關してゐる。即ち天皇及び皇族の生誕、婚姻、子孫、薨逝、宮陵の位置、即位の事情、大臣の任命等である。しかしこの種の記事でも書紀に見えて舊事本紀に見えないものは多く、それほど等質の列皇紀が書紀の抜萃であるとは見做し難い。その例をすべて挙げるのは煩雜なばかりであるから幾つかを選んで見ると、崇神天皇の御肇國天皇の稱（崇神十年）、倭彦命の薨葬（垂仁二十八年）、伊勢への巡幸（景行十三年）、彦狹島王の拜命と薨去（景行五十五年）、髮長媛の説話（應神十三年）、河内に幸して陵地を定むること（仁德六十七年）、武烈天皇の暴虐、箭田珠勝大兄皇子の薨去（欽明十三年）等である。これに加へて今一度注意しておくが、多くは天皇又は皇族の名を記念するためと言はれてゐる部を定める記事が列皇紀には缺けてゐる。もし列皇紀が眞に書紀の抜萃であるならば上述の事項やその他の多くは正にその中に含まれてゐなければならぬ。これは列皇紀を通讀すれば判ることである。

最後にこれに關連して、舊事本紀に「具在別記」、「語在……記」等と甚だ煩雑に現れる「別記」について考察してみよう。これ等「別記」の註記を偽作者が巧みに作り上げたものと見做すのでなければ、少くとも舊事本紀のこの部分の編者は自分に氣づいた資料を註記することなく省略することはしなかつたことが考へられる。假に舊事本紀の神代に關する數卷も實際に同じ著作の一部であると假定すれば、利用し得る限りの資料を利用するか或は註記するといふ傾向は神代では甚だ顯著であるから、列皇紀にもそれが表はれないはずはない。

列皇紀の形式と内容について理論的説明を附加するのもむだではなからう。普通に書紀は中國の正史を摹して好成果を獲たものと稱されてゐる。特に書紀の編者が漢書に通曉してゐたことは明らかである。しかるに書紀が漢書等の正史の體例に従はず、志類も列傳も立ててゐるのはかなり駭くべきことである。書紀は寧ろ漢紀の體に倣つたものである。この理由が何であるにせよ、日本最初の歴史編纂の試みに際しては、その體裁はもつと漢書に近かつたと考へ得る。書紀推古二十八年の條の記事については先にも述べたが、そこでは聖德太子と蘇我馬子の編した史書を、「天皇の記、及び國の記、臣連伴造國造百八十部、并せて公民等の本記」と謂つてゐるがこの文が示唆を與へるのである。しかもしもこの記事が捏造であつても、さうした史書が書紀の編者の心中に可能性として存したことは窺はれる。舊事本紀の列皇紀が漢書の體に倣つたある史書の本紀の部分だけを示すのであり、恐らく資料が乏しかつたことが理由となつて後に計畫を變更し、すべての利用し得る資料を單一の敍述の内に容れることになつたのであらうと考へることも可能であらう。本論文中に採り上げたこれ以外の徵證からも言ふのでなければ、漢書の系列に屬する紀傳體の史書の方が漢紀の系列に屬する編年體のものより先に出現したと主張するには根據が薄弱であらうが、これは自然の順序でもあるし中國の史官もこの順序で史書を撰したのであることは主張し得るであらう。⁽⁹⁾

八、列皇紀の三區分

舊事本紀に於いて歴代の天皇が天皇（神武—神功、卷七）、神皇（應神—武烈、卷八）、帝皇（繼體—推古、卷九）に區分されてゐる事實は從來註釋家や研究者からあまり注意されなかつた。管見の及んだ限りでは、これに説き及んだものは僅か三つしかないやうである。その中唯一の建設的な説は舊事本紀抄の中に見える。この書は著者の名も日附もない二冊の寫本

で、無窮會神修文庫の架藏に屬する。舊事本紀抄の著者は、舊事本紀の眞作なることを信じつゝ後世の翻入の存在を認めてゐるが、註の中で、天皇本紀とは神武より神功に至る天皇について記す故の名で、次の卷が神皇本紀といふのはその天皇等が神明なるが故かと説いてゐる。この考へは大して頼りになるとは言へないが、この他には何も言つたものがない。先代舊事本紀問疑の著者⁽¹⁰⁾は舊事本紀を疑つてゐるが、天皇の區分と名稱の理由を怪しみ、これを疑ふことを仄めかしてゐる。この見方を更に推し進めたのは伊勢貞丈であつて、怪しげな論理を用ひて、この區分は解釋がつかずまた他の書に見えないからとて、これを偽作の一證であると言つてゐる。⁽¹¹⁾

さうしたわけでこの問題には推測の餘地があると思はれる。先づ、列皇紀は一二卷に收めるには長すぎるので單に便宜上とかやうに分けられ、その際各卷に附された題名の意義は、區分それ自體とは逆に今では解し難くなつたものと考へることが出來よう。恐らく事情はこの通りなのであらうが、その區分に關しては、三卷の長さが甚だ均しからざることは注目に値する。即ち伊勢神宮文庫本ではそれぞれ、九十三頁、六十八頁、四十八頁であり、その中の天皇の數はそれぞれ、十五代、十一代、八代である。更に卷七、八の首の應神、繼體兩天皇の皇位繼承に疑ふべき點のあることは既に一度ならず指摘されてゐる。最近では丸山一郎教授⁽¹²⁾、及び水野祐氏⁽¹³⁾の研究があるが、水野氏の主要な結論は、この二天皇から新しい王朝が始まつてゐることである。書紀の編者が、皇統中の斷絶の痕跡を抹殺して主な義務を盡さうとしたと考へることは、恐らく一般的の認めるところであらう。しかし書紀の草稿本にはさうした斷絶の痕跡がただ形の上に殘存してゐて、それと認められなくはないが、後の著作ではその影がずつと薄くなつてゐるのであらう。古事記も繼體天皇を境として性質が變化してゐるが、これも同様痕跡は形の上だけに止つてゐるのであらう。朝鮮の三國史記と三國遺事はそれぞれ新羅時代を三つに區分してゐるが、これは舊事本紀と同様の例であらう。末松保和博士はこれを最近新たに提起して類似した説明を與へられた。⁽¹⁴⁾

更に、書紀と舊事本紀中の天皇に對する稱呼を表にしてみれば、この三區分に従つて幾つかの特徵が分れてゐるやうに見える（「定型」(b) の表）。

勿論從來皇統の斷絶の可能性に注意を拂つた學者は、いづれもこの舊事本紀の三區分は考慮に入れてゐないやうである。同書が十本紀に分れてゐるのは後の形であると普通に考へられてゐる。その通りかも知れないが、十の部分の題名と外形上の分割それ自體とを區別することも重要であらう。もし題名が後世のものであるとしても、十巻の分け方も後世のものであるか否かを積極的に立證することは困難と思ふ。

ここに述べた説は單なる漠然たる推論に過ぎず、舊事本紀が古いことを證明するものとすることが出來ないのは明らかである。しかしまだ、書紀が故意に抹殺した重大な事實の痕跡を本書が形の上に保存してくれたものとすることは可能と思はれる。

九、物部氏

既に簡単に觸れた如く、舊事本紀、殊にその列皇紀が物部氏の顯彰を目的として編纂されたといふ見解には何等根據がない。舊事本紀卷五天孫本紀、列皇紀、書紀の物部氏關係の記事を分析すれば以下の如き事實が明らかになる。

- (1) 天孫本紀の事項の中約三分の二は列皇紀にも見えてゐる（約三十五條）。
- (2) 同じく書紀にも見えてゐるのは僅か四條に過ぎない。
- (3) 天孫本紀の記事の中七條は、書紀には見えるが列皇紀には見えない。これ等の中には「重要な」事項もある。例へば神寶については一部分のみが列皇紀に見える。また天武朝に關する事項がある。

- (4) 書紀には物部氏に屬する人々に關する記事は豊富であり、その中には例へば欽明十三年、敏達十四年の佛教に關する物部氏と蘇我氏の抗争などもある。それ等は舊事本紀の何處にも見えない。しかしそれに關係してゐる物部氏の人名は殆んどすべての場合天孫本紀に見え、時には列皇紀も同様である。
- (5) 書紀にも列皇紀にも共通でありながら天孫本紀に見えない記事が一條ある。安康即位前紀であるが、それに出る大前宿禰連は天孫本紀に見える。

(6) 列皇紀のみにしかないやうな物部氏關係の記事は一つもない。

(7) ただ二例では、天孫本紀はそれを記して年次を與へてゐる。何れも書紀にも見える。

(8) この二例の中崇神六十年の方は、天孫本紀と同一の文句で列皇紀に見え、書紀とは少異がある。

これ等の事實には種々の説明が可能なことは疑ひないが、最も眞實に近いのは次の説明であらうと思はれる。

- (a) 天孫本紀と列皇紀は本來別々に編纂されたものである。
- (b) 列皇紀中の物部氏關係記事は、列皇紀が天孫本紀と一つに纏められる際に、天孫本紀から取つて挿入したもので、その挿入は屢々不注意に行はれてゐる。
- (c) 天孫本紀は單なる系譜と物部氏の得た官職の記録だけのもので、書紀から取られた一二の説話は後の挿入である。

天孫本紀はやはり書紀以後に編纂されたものかも知れないけれども、根本的には獨立の著作と見做されるべきものであつて、書紀よりの挿入を蒙つたのであらう。いづれにせよ天孫本紀は、その内部の矛盾から見て寄せ集めの著作らしい。例へば「足尼」「宿禰」を共に用ひてゐるし、應神天皇の諱を同じ一節の中で「譽田」とも「品太」とも書いてゐる。「品太」はまた播磨風土記全卷を通じて用ひられてゐるものである。しかもしもし列皇紀と天孫本紀の關係が上に推論した通りであれば、

これ等の問題は列皇紀の原形の成立年代に關係して來ない。

十、古事記

列皇紀が直接古事記に負うてゐると見られる事項は次の如く、六代相繼ぐ天皇の寶算、崩御の日附、陵地の所在である。これ等の中或るものについては既に「紀年」の節で說いた。

仁德天皇

崩御の日附。古事記の原註に基くが如くである（「紀年」(1)）。

履中天皇

崩御の日附の異傳。同前（「紀年」(n)）。

反正天皇

寶算と陵地の所在。書紀にはこれ等に關して載記がない。陵地は古事記の通り「毛須」と書かれてゐることが注意される。履中天皇の場合には同じ處を書紀の通り「百舌鳥」と書いてゐる。

允恭天皇

寶算、七十八歳。書紀の種々の寫本にはいろいろになつてゐるがこの通りのものはない。

安康天皇

天皇の寶算、及び眉輪王の當時の年齢。これは書紀に見えない。

雄略天皇

崩年の干支（「紀年」〇）、寶算、陵地の所在。書紀には寶算はなく、陵地は清寧元年の條下に記されてゐる。舊事本紀にも同年の條に書紀の通りに寫し、この朝の末には古事記に従つて記してをり、ここのみ通常の「葬（干）……」の代りに古事記の「御陵在……」の定型が使用されてゐる。

ここに挙げた事項の中の全部でないまでも大部分は後世の挿入と見做すべきもののやうに思はれる。いづれの場合も、列皇紀と古事記のそれに對應する部分の何れがより古いかの問題を解決する手掛りにはなりさうもない。これ等六代に限られてゐることに、もしさるとすれば如何なる意味があるかは知り難い。書紀と舊事本紀にさうした事項の記載が缺けてゐるのはこれ等六代のみではないのである。もつともこの六代の中五代は、宋書倭國傳に見える倭の五王に比定されてゐるものであるが、これは偶然の一一致に過ぎないかも知れない。

仲哀天皇の崩御について、舊事本紀（一〇九—7 & 8）には七十字ばかりの記事があるが、これは書紀にも古事紀にも見えてゐないと言ふ事實がある。しかしその「乃舉火見之」の一旬は古事記の「即舉火見者」（新訂増補國史大系第七卷九五—2）と對應してをり、それを雅馴したものであらう。その他の句は、全然同じではないけれども、書紀に對應が見出せる。だがこの文章を眞にいづれかの書の轉寫又は要約であると言ふわけには行かない。

古事記よりの直接の借用がかやうに僅少であるので、舊事本紀の文の多少書紀と異なるものを古事記の影響に歸して考へ難いことは既に述べた通りである。

十一、異論

本論文に於いて提出した議論への反対の中の或る者には既に觸れ、ここまでにはほゞ答へ得てゐると思ふ。しかし「定型」

(b)でも言つたが、漢風謚が列皇紀の原本に既に入つてゐたといふ主張に對しては未だ答へてゐない。そこで更に素めれば二つの異論が得られるが、それは重要であるとは言へ、ここまでに累積して來た徵證の力を弱めるやうなものとは言ひ難い。その二點について下に記述する。

(a) 漢風謚

列皇紀の成立年代が書紀よりも新しい明證の如く見えるものは、下文の(c)を除けば漢風謚の使用のみである。これは次の三通りに現はれてゐる。

(1) 各朝の表題として。

(2) 本文、註、註に似た短句の中に六回現れるが書紀には見えない。

(3) 本文中の、書紀では國風謚が出てゐる箇所に二回現はれてゐる。

各朝の首には本來は天皇の譚があつたと主張するのは理に適つてゐるやうである。書紀では全體を通じてさうなつてゐるが、舊事本紀に於いても少くとも二代の最初の文の構造からすれば、表題は文の一部として讀まれなければならない。この二代とは神武、仲哀であり、綏靖、安寧、懿德も冒頭の語の読み方から見てこれに入れられるであらう。しかし更に進んで、表題は最初から漢風謚であつて國風謚ではなかつたと論ずるのは、論據は相當強くても立證することが出來ない。神武天皇では第二、仲哀天皇では最初の文に國風謚が現はれるが(本文については「定型」(a)参照)、この場合表題も國風謚であつたものとすれば餘計物たるを免れまい。故に表題は國風謚ではなかつたのであると言ふことになつて、この議論は相當強力なものであるが、次の重大な矛盾に逢着する。綏靖朝の冒頭は

綏靖天皇。(表題) 神日本磐余彥天皇第三子、譚神淳名川耳天皇、謚曰綏靖天皇。

となつてゐる。これこそ反対論の根據となつた餘計物が今度は漢風謚の方に現はれてゐる例である。もし表題の「綏靖天皇」を本來のものと考へれば、本文の「謚曰綏靖天皇」を後世の挿入と論じ得ないわけである。神武、仲哀の場合に想像されるやうな原文當時よりの重複を認める限り、さうした無用の文が挿入に由らないことは確かである。これに反し、表題は本來は國風謚であつたとする見地よりすれば、さうした挿入が行はれることは容易に納得出来る。さうしてこの一文は更に表題が國風謚であつたことの積極的な徵證たるに近い。これを解決するには、少くとも綏靖朝に關しては、その表題が國風謚であつたとする以外になく、本文中の「綏靖天皇」は、恐らく他の天皇の漢風謚と共に、元來本文中にあつたものであらう。このことは反対論の根據を著しく薄弱化するものである。

(1)、(2)に關しては大して困難はない。これ等は書き入れや附註が本文に入つたものであらう。

(b) 允恭天皇の遷陵

舊事本紀は通常の如く「葬（于）……陵」の定型に依らず、「葬天皇於……陵」と言つてゐる。書紀もこれと同じであるが、ここでは崩御と遷陵の間に新羅の弔使の事が記されてゐるために、例を破つて「天皇」を挿入したのである。ところが舊事本紀には、他の三韓關係の記事の殆んどすべてと同様、この記事が缺けてゐる（「内容」(a)参照）。そこで、ここでだけ普通の語法を離れてゐる理由が説明し得ないことになる。しかし既に注意した通り、允恭天皇を含む六代の崩御の日附等は古事記から挿入されたものらしい。この中二代の陵地は古事記から來てゐるが、元來はこの六代のさうした事項は舊事本紀には缺けており、後に利用し得る限り書紀から、又は古事記から補はれたと見て恐らく正しいであらう。故にこのやうに用語が一致するのは挿入として説明が附くであらうが、やはりこの反対論が強力でこの説明が弱いことは認めなければならぬ。い。

(c) 和歌

卷六皇孫本紀の神武即位以前の部分を除けば、列皇紀中には歌謡が見えてゐない。何處に於いても、歌謡はその前後の文と共に全く省かれてゐるか、「歌曰云云在別」の形式で省略を示してあるかである。ところが仁德即位前紀（113の6）中に「詞曰云云別在和歌記」と見えてゐる。少くとも「和歌」の語が奈良朝初期に使用されたとは到底考へられない。同時にこれを挿入と見做すことも困難である。もし挿入とすれば、「和歌記」の代りに「日本書紀」かそれに似た意義の語が入つてゐなければならぬ。ことによると、これに依つて列皇紀中の他の箇所に散見する「別記」等をすべて疑ひ、これ等の言及は舊事本紀が書紀と無関係であるが如くに裝ふために故意に行はれたものであると論ずる方がよいことになるかも知れない。この一條は、舊事本紀の成立について如何なる假説を立てても説明は困難である。

結論

以上に長々と述べて來た論考の要點については序説に譲り、ここで反覆する煩を省くこととする。もしこの論文の説く所に何か眞相を捕へ得た點があつたとすれば、舊事本紀は日本書紀及び日本古代史一般の研究に際して不可缺の書となるであらう。その場合には更に幾つかの問題の研究が緊要になる。さうした問題には、舊事本紀序の目的と年代、舊事本紀と古事紀の成立年代の先後、古語拾遺から取られた如く見える箇所の原據資料、舊事本紀中の神代の部分と列皇紀の關係、本書の成立に物部氏が果した役割等々が算へられる。これ等の研究の成果はさて置いても、舊事本紀と古事紀の同一事を記す箇所を比較研究すれば、いづれにせよ何か言語學的に見てかなり興味ある結果が出るであらう。

(1) 舊事本紀を擁護した人は少い。通俗的な偽作説に反対した著作で規模の大きいものは二つしか出てゐない。一つは橋守部「舊紀直日」(一八二一年)で、橋守部全集第二卷(東京、一九二一年)に收められてゐる。この書では列皇紀は書紀に基いた古い時代の拔萃と見做されてゐるが、本書は守部が本居宣長に反対しようと欲して作ったものであることは一般に忘れられてゐる。もう一つは御巫清直「先代舊事本紀解疑」(一八八三年)である。これは「大神官叢書神宮神事考證後編」(自四七一页至五四〇頁、神宮司廳、一九三六年)に收められているが、これも列皇紀は大部分書紀の拔萃であると見てゐる。また、舊事本紀は根本的には聖德太子と蘇我馬子の撰に係り、それ故書記よりも古いとする見解を十分に主張したものはないが、この見解に屬する少數の著作は次の通りである。栗山恩「舊事本紀議」(一七〇〇年頃)。これは彼の死後に出了た遺草である弊帝集に收められてゐるが、甘雨亭叢書第五卷のものが最も利用し易い。これは徳川光圀の「跋舊事本紀」(一六九一年。光圀の集常山文集、一七二四年に收められる)中の批判に對する應答として書かれた短かい論であり、光圀の文は舊事本紀を非難するものの中年代と著者の判明してゐる限りで最も古いものである。栗山恩は、舊事本紀を非難するために用ひられた論法が性急で誤つてゐることを歎いてゐるが、この抗議は溫和なために看過されたらしい。沼田順義「級長戸の風」(一八二九年)及び「國

意考辨妄」(一八三一年)。この學者は一風變つてゐたために輕視されたが、舊事本紀は眞作で古事記は偽作であると主張した。同時代の平田篤胤等の大學者はこの意見を眞面目に受け取らなかつた。「舊事紀非偽書考」。この小冊子には著者名も日附もなく、ただ一部の寫本を所有してをられる河野省三教授は筆者に閲覽と撮影を許して下さつた。これは有名な多田義俊の「舊事本紀偽書明證考」(一七三一年)に對する應答らしい。その論は優れてゐるが世に流布しなかつたと見える。W. G. Aston, "Nihongi," (London, 1896), 第二卷四三二頁一二頁の補註の中やアストンは自分は舊事本紀を眞作とする説に傾いてゐると言つてゐる。この註は不正確と不注意のために混亂してゐるが、この問題は内部的徵證に依つて判定されるべきものであることを認めめた見識は他に見られない。齊藤昌一氏「日本古代史攷」卷一(東京、一九五二年)。氏は嘗て見られなかつた力強い舊事本紀の擁護者であつて、同書一〇一一八頁では舊事本紀を書紀の拔萃とするのが如き證明せらるざる假定をすべて紹介、同書の文體は推古朝の文書に酷似してをり、恐らく敏達朝に物部氏の手によつて成つたものであらうと主張してをられる。しかし殘念ながら氏は舊事本紀が書紀、古事記の神代卷に資料を供給した可能性がないことを無視されてゐるし、その主張の證據は示されてゐない。それでも氏の見解は興味あるもので、松村武雄博士ほど峻烈に批難するには當らないと思ふ(「日本神話の研究」卷一 東京、一九五四年)。松村博士は舊事本紀の日本書紀

その他との關係ついては通俗的な見解に従はれてゐる。

(2) 坂本太郎「大化改新の研究」(東京、一九三八年)五六一六六頁。これは恐らく最近の研究中最も權威あるものであらうが、紙面の大部分は成立年代の決定に當てられてゐる。結論は八二三年から九三六年までの間となつてゐる。明言はないが、舊事本紀の大部分は書紀等よりの抜萃に成り互に出入のあるものといふ主張で片附けられてゐる。舊事本紀の獨得の部分には幾らか紙面を割き、それ等が或る古さを持つことを推測してゐる。

佐伯有義「古事記日本書紀及舊事本紀の比較研究」(明治聖德記念學會紀要、卷五十秋、一九三八年)。この論文で舊事本紀と關係があるのは最初の部分だけで、以前の研究の大觀、寫

本についての議論、全く外在的な徵證に依る舊事本紀の存在上限の考察より成る。

河野國雄「舊事紀の成立に就いて」(史林二八の四、一九四八年)。河野氏は舊事本紀を高く評價してゐるが、平安朝初期の成立としてゐる。舊事本紀の文らしきものが令集解に引かれてゐることから起る問題についての議論は價値がある。

飯田季治「標註舊事紀校本」(東京、一九四七)。この本は出口延佳の「鼈頭舊事紀」(伊勢、一六七八年)に基いてゐる。但し出口延佳本は、校定者が他書と合はない箇所を恣意的に改訂したので、大して價値は高くない。飯田氏は九頁の解題の中で從來の研究を考察し、序は後世の附加であるとして偽作説を否定してゐるが、橋守部や御巫清直同様に書紀よりも晚く成つ

たものとしてゐる。この著者の「舊事紀論考」の草稿が一九四五五年に燒失したのは甚だ惜しいことで、その結果、今世紀唯一の十分なる研究たるべかりしものが日の目を見ずに終つたのである。

(3) 坂本、前掲書、同頁。ここではこれは暗々裡に承認されてゐるやうである。

(4) 安藤有益「舊事本紀曆考」(一六九七)。列皇紀中の日附を書紀に従つて訂正増補したものと表より成る。著者は古事記の日附との一致には氣附いてゐない。また舊事本紀の眞作たることを疑つてゐない。舊事本紀の曆日に關する專書はこれ一つである。

(5) 「日本漢文學史」(山岸徳平、長澤規矩也補、東京、一九五四年)一一一頁。

(6) 「日本古典の研究」(東京、一九五〇年)卷二、一九三一—二六一頁。

(7) 坂本、前掲書、同頁。この二つの詔について、「書紀などから知らる前後的事情とは甚だ調和し難い」と述べてゐる。一方

に於て坂本博士は、この詔が舊事本紀の編者の手に成るものとは信ぜず、當時存在した信頼し難い資料に基いたものとした。故にこの二詔は、舊事本紀の成立について通俗の見解を探れば、小さいながら困難な問題となるが、舊事本紀を書紀の草稿と見做せば何でもない。

(8) 「書紀の述作——その素材について——」(人文研究第一卷第

「號」。

(9) 本節は數年前に書かれたものなので、今となつては訂補すべ
きもののある事を感ずるが、その大旨に於いては誤つてゐない
と思はれるので、ここでは當初の形のままにしておへ。

(10) 田附がなく田旁軒の署名のある一冊の寫本が東京大學圖書館
にある。田旁軒とは何人か判らないが、舊事本紀の眞偽を問題
とするのは自分が最初であると信じてゐたらしい。
(11) 「舊事本紀剝僞」(一七七八年)。

(12) 「日本書紀の研究」(一九五五年)、第三篇第一章「皇位繼統
の問題」。

(13) 「日本古代王朝史論序説」(増訂)、「一九五四年」。

(14) 「新羅史の諸問題」(一九五四年)、第一篇「新羅川代考」。
附記 本稿は先に Memoirs of the Research Department
of the Toyo Bunko No. 14, 1955 に發表されたもの
で、畠田英弘氏の翻譯を依頼したものである。

- Orientalisches aus Münchener Bibliotheken und Sammlungen. (Den Teilnehmern am XXIV. Internationaler Orientalisten-Kongress vom 28 Aug. bis 4 Sept. 1957 in München überreicht von der Stadt München). 8°. 87 p. 49 pl. Wiesbaden: Steiner.
- G · Pham Xuan Thai: Frater, the simplest international language ever constructed. 8°. 275 p. Saigon, Tu-Hai Publishing-House, 1957.
- W · Ramstedt, G. J.: Einführung in die Altaische Sprachwissenschaft. 1: Lautlehre. Bearbeitet u. herausgegeben von Pentti Aalto. 8°. 192 p. Helsinki, Suomalais-Ugrilainen Seura, 1957. (Mémoires de la Société Finno-Ougrienne, 104:1)
- W · Shafer, Robert: Quelques équations phonétiques pour les langues li d'Haïnan. 8°. pp. 385~408. Warszawa, Panstwowe Wydawnictwo Naukowe, 1957. (Offprint fr. Rocznik Orientalistyczny, Tom 21).
- W · Shawver, Donald L.: The development of theories of retail price determination in England and the United States. 8°. vii, 99 p. Univ. of Illinois Press, 1956. (Illinois Studies in the Social Sciences, 39).
- W · Simon, W., ed.: 1200 Chinese basic characters, an elementary text book adapted from the 'Thousand Character Lessons'. 8°. xvi, 334 p. London, Percy Lund, Humphries & Co., 1957. 3rd ed.
- W · Thomas, Lawrence L.: The Linguistic theories of N. Ja. Marr. 8°. xii, 176 p. Univ. of Calif. Press, 1957. (Univ. of Calif. Pub. in Linguistics, v. 14).